

平成 2 2 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議
審議のまとめ

平成 2 3 年 3 月

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

目 次

1 . はじめに	1
2 . 児童生徒の自殺（疑い）事案の状況把握の在り方に関する検討結果	3
3 . 児童生徒の自殺が起きたときの調査の在り方に関する検討結果	5
4 . 米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について	9
添付資料 1 児童生徒自殺（疑い）事案の状況（案）	26
添付資料 2 児童生徒自殺（疑い）事案の状況 作成要領（案）	28
添付資料 3 子どもの自殺が起きたときの調査の指針	32
添付資料 4 Screening For Mental Health SOS(Signs of Suicide)自殺予防 プログラムについて	54
添付資料 5 バーンズテーブル高校における自殺予防教育の実際	58
添付資料 6 審議経過	62
添付資料 7 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議について	64
添付資料 8 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者	65

1. はじめに

1998年以來わが国では年間自殺者数が3万人を超え、深刻な社会問題となっています。さて、子どもの自殺に対する社会の関心はどうでしょうか。いじめに関連したと疑われる自殺が生じると、マスメディアが大々的に取り上げるものの、社会の関心も短期間のうちに薄らいでしまいがちです。しかし、青少年期の健全な心身の発達は一生にわたる心の健康の基礎となる重要な課題です。未成年の自殺が全体に占める割合が比較的小さい（2%以下）からとって、けっして軽視してよい問題ではありません。

2006年6月には自殺対策基本法が成立し、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題であると宣言されました。それに応えて、2006年8月には児童生徒の自殺予防にむけた取組に関する検討会が招集され、翌2007年3月には第一次報告書が発表されました。その報告書は今後の自殺予防に関する方向性を示しています。わが国の現状を見ると、まず、学校の現場で子どもたちと対面している教師に予防に対する正しい知識を持ってもらおうという点と、自殺予防に全力を尽くすのは当然ですが、不幸にして自殺が起きてしまった時に適切なケアが必要である点を強調しました。

第一次報告に沿って、2009年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」の冊子とリーフレットを、2009年7月には「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」をまとめ、このような冊子を利用して各地で教員を対象とした研修会も進めてきました。

さて、平成22年度には次の点を取り上げました。効果的な自殺予防には正確な実態を把握することが必要です。そこで、自殺の実態を把握するための「統一フォーマット」について検討してきました。また、不幸にして自殺が起きてしまったときに、現実には何が起きていたのかを調べるために「自殺の背景調査の指針」について検討してきました。不幸にして起きてしまった自殺に正面から向き合い、悲劇を繰り返さないために何を学ぶべきかを考えながら指針をまとめてあります。なお、この指針はあくまでも叩き台であって、これを元に現場の状況に即した方法を話しあってください。

また、子どもが自殺にまで追いつめられたときに相談する相手というのは、圧倒的に同世代の仲間ですが、相談された子どももどう対応したらよいかわからずに問題がますます深刻になりかねません。そこで欧米では、生徒を直接対象とした自殺予防教育が実施されています。子どもに対して自殺の話題を取り上げても危険を増すことはなく、自殺予防の第一歩であると欧米では理解されています。そこで、わが国でも将来的に生徒を直接対象とする自殺予防教育を実施できるかどうか検討するために米国マサチューセッツ州とメイン州の実態を視察してきたので、報告します。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

2. 児童生徒の自殺（疑い）事案の状況把握の在り方に関する検討結果（案）

はじめに

昨年3月にまとめられた本協力者会議における審議のまとめ（以下「審議のまとめ」という。）では、児童生徒の自殺予防施策の充実を図るためには、児童生徒に係る自殺事案の実態把握が必要であることが指摘されている。

児童生徒の自殺に関する統計としては、例えば、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童生徒の自殺者数を計上しているが、平成21年度の児童生徒の自殺者のうち、その児童生徒が置かれていた状況について、約6割が不明とされているなど、事案の実態が十分に把握できていない現状がある。

さらに、審議のまとめでは、児童生徒の自殺の背景に何があったのかについて、複数の要因が拾い上げられるような統一的な様式の検討を行うとともに、文部科学省が各自治体の協力を得て調査を行うことが望まれる、とされている。

そこで、今年度においては、審議のまとめのうち、「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について（案）」で示された「I 文部科学省への報告統一フォーマットの検討」で示された以下の検討課題（太字部分）に沿って検討を行い、併せて、「児童生徒自殺（疑い）事案の状況（案）」（添付資料1）及び「作成要領（案）」（添付資料2）について、まとめたところである。

趣旨等

児童生徒の自殺事案（自殺の疑いのある事案を含む。以下「自殺（疑い）事案」という。）の状況を把握する目的は、自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するできるだけ正確なデータを数多く収集し、分析することを通じて、自殺予防対策を充実させることである。つまり、個別事案の把握・対応を目的とするものではなく、児童生徒の自殺についての全体的な傾向を把握しようとするものである。

状況把握の対象となる自殺（疑い）事案としては、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に在学する児童生徒の死亡事故のうち、死因が自殺である場合又は死因は情報提供の時点では不明であるが、自殺の可能性を否定できない場合とするのが適当と考えられる。

なお、上記の目的にかんがみ、児童生徒の自殺（疑い）事案が発生した場合にすべて情報提供されるよう協力がなされるためには、提供された情報について、個別の事案が特定されないような取扱いが必要と考えられる。

○報告用様式には、どのような項目を盛り込むか。

- 死亡した児童生徒の所属する学校種、学年、年齢、性別等の基礎情報。
- 発生又は発見の日時、発生又は発見時の状況。
- 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（学校的背景、家庭的背景、個人的背景ごとに分類）等が想定される。

○学校からどの時点で報告する形とするのか。

- 情報の均質性を保つ観点から、事案発生又は発見の時点からおおむね1ヶ月程度を目途に提出してはどうか。

○協力依頼についてどのように学校、教育委員会に周知していくのか。

- 的確な自殺予防対策を講じるためにも、事実関係の正確な把握は必要不可欠であることを、教育委員会を通じて理解を求める必要がある。
- 事案報告の方法や報告内容の取り扱いについては、明確にしておくことが、学校からの信頼性のある情報提供につながるのではないか。

3. 児童生徒の自殺が起きたときの調査の在り方に関する検討結果（案）

はじめに

本協力者会議では、平成21年度及び平成22年度の2ヶ年にわたり、事例の検討、遺族団体等へのヒアリング、教育委員会へのアンケート結果の検討、個別の事案について作成された調査報告書の検討、実際に調査に関わった関係者へのヒアリングなどを行い、これらをもとに、不幸にして子どもの自殺が起きたときの背景調査の在り方について検討を行った。

以下は、検討結果を昨年3月にまとめられた本協力者会議における審議のまとめのうち、「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について（案）」で示された「Ⅱ 背景調査の指針の提示に向けての論点整理」の検討課題（太字部分。ただし、「4.」の「調査方法について配慮すべき点はどのようなことか」及び「分析評価において注意すべき点はどのようなことか」は本年度に加えたもの。）におおむね沿って、改めて整理したものである。

また、検討結果を踏まえて、学校、教育委員会又は、調査委員会が背景調査を行うときなどのために、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（添付資料3）を作成した。本指針では、調査委員会を設置するなどの詳しい調査に先立ち、不幸にして子どもの自殺が起きたときに早期に学校や教育委員会が行う手順を「初期手順」としてまとめ、また、その後の詳しい調査について、計画、情報収集、分析評価、報告及び平常時の備えの各項目に分けてまとめている。

本指針を参考にして、現場で様々な取組みがなされ、調査のノウハウが蓄積されることが期待される。また、都道府県・指定都市をはじめとする各教育委員会において、今後の取り組みについて検討し、必要な準備をしていくことが望まれる。

1. 背景調査の意義

○どこまで詳細に事実関係を調査するのか。また、事実の調査までが目標なのか、さらには、動機・因果関係の分析までが目標なのか。

- 調査にあたっては、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が基本的に重要である。
- 調査の目的は、一般的に次の点が挙げられる。
 - ①今後の自殺防止に活かすため
 - ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③在校生およびその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- 調査の範囲については、自殺防止の観点から、自殺に至るまでに何があったのかという事実を調査するのみではなく、できる限り、それらの事実が自殺にどのように影響したのかについて分析評価を行う必要がある。

ただし、自殺の背景にあった事実やその影響について、すべてが解明できるわけではないことについても留意する必要がある。たとえ、すべてが解明できなくとも、調べる努力をすることが重要である。

論点整理

- なお、学校要因について調査を行う必要がある。また、自殺の要因は1つではなく、その多くは複数の要因からなる複雑な現象であるため、自殺防止の観点から、個人要因（例：精神疾患）や家庭要因（例：近親者の死）についても、調査の対象となり得ることに留意する必要がある。

さらに、自殺に至った過程をできるだけ明らかにするとともに、今後の自殺防止のための課題についてもできる限り検討する必要がある。

2. 調査委員会の設置・運営の主体

○調査委員会の設置・運営の主体としては、学校か、教育委員会か、あるいはそれ以外の場合もあり得るか。

- 調査委員会の設置を決定する主体は、基本的に学校を設置する教育委員会であると考えられる。また、学校において設置を決定する場合もあり得る。
- 調査委員会を設置する意義として、調査の態勢、専門性、中立性を確保することなどが挙げられる。
- 学校及び教育委員会は、今後の自殺防止のために調査委員会に主体的に協力する必要がある。委員が調査に従事できる時間の制限や、面識のない委員が子どもから聞き取りを行う場合の制約などからも、学校又は教育委員会の協力が重要である。また、教員がわかっている事実を躊躇せずに調査委員会に報告するように徹底することが重要である。
- 遺族は自殺した児童生徒を最も身近に知り、調査に対して“切実な立場”にあることを踏まえ、教育委員会、学校及び調査委員会は、遺族の要望・意見をよく聞き取り、最大限の配慮と説明をするよう努めることは言うまでもない。

3. 調査委員会の委員構成

○学校や教育委員会に加え、調査委員会に医師や弁護士等のような外部の専門家を加えて、調査結果の分析評価のための専門的知識を担保する必要があるのはどのような場合か。

- 学校又は教育委員会のできる範囲を超えた情報収集や分析評価が必要な場合などにおいて、医師や弁護士等の外部の専門家の協力を得て専門性や中立性を高めることが考えられる。
- 専門性の一例として、一般的に子どもは被暗示性が高いので、一定の答えを誘導するような質問をしないよう注意が必要であるため、外部の調査の専門家の協力を得ることも考えられる。

○医師・弁護士等の専門家の人材確保をどのように図るか。

- 自殺の事案が発生してから調査委員会の検討を開始したのでは、専門家の委員を確保することに困難を伴う場合があると考えられる。
- したがって、例えば、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会において、あらかじめ専門家の協力を得て、調査委員の候補者の選定、調査手順の検討や、研修を行うなどをして、人材確保のための方策を講じていくことが望ましい。
- これらの中核的な人材が中心になって、実際の調査委員会が組織されることにより、

“調査に精通した専門家”の養成につながるとともに、調査のノウハウの蓄積にも資すると考える。

4. 調査する事項と方法

○調査方法について配慮すべき点はどのようなことか。

(調査に関するコンセンサスづくりについて)

- 詳しい調査を行う場合、調査の実施主体は、遺族や保護者に対して、調査の目的・目標、調査方法の概要、調査で得た資料の取り扱い、調査結果の公表のあり方、遺族に対する随時の説明などの重要な事項について、あらかじめ説明する必要がある。
- 説明内容について遺族からは了解を得る必要がある。
- 説明内容を了解した他の保護者の協力を得て調査を実施することになるが、了解が少なければ調査の信頼性に影響することになる。

(子どもからの聴き取り調査について)

- 一般的に子どもは被暗示性が高いので、一定の答えを誘導するような質問をしないよう注意が必要である。

(子どもに対するアンケート調査について)

- アンケート調査は、聴き取り調査では得られなかった情報が得られるなど一定の有用性はあるものの、次のとおり課題も多いことから、これらの点に留意して行う必要がある。
 - ・アンケートは様々な調査方法の1つであり、その実施の有無や手法の選択などは、調査の実施主体が判断すべきである。
 - ・アンケートを実施する場合は、遺族の了解を得た上で、あらかじめ保護者に調査で得た資料の取扱方針などを十分説明をして、ある程度了解をとる必要がある。
 - ・子どもは被暗示性が強く、それがアンケート回答に影響することがあるため、背景について予断の入るような質問をしてはならない。
 - ・また、再質問等による事実確認を即時に行うことができないため、調査結果は、その信憑性を慎重に吟味する必要がある。アンケートだけで事実関係などを判断する材料とすることは考えられず、他の方法による調査と併せて総合的に分析評価すべきものである。

(調査で得た資料の取扱について)

- 分析評価を行う前の資料（聴取内容やアンケートの回答など）の安易な公表は避けるべきである。外部への公表又は遺族に提供する場合は、調査の実施に先立って、対象となる子どもやその保護者に説明し、了解を得る必要があると考える。ただし、その場合は、十分な情報が収集できない可能性に留意する必要がある。

○特に自殺した児童生徒の家庭に関連する部分の調査において配慮すべき点はどのようなことか。

- 基本的に調査を進めるにあたっては、事実を明らかにしていきながら、誠意をもって、その都度遺族に丁寧の説明するなど、信頼関係を構築していく過程が必要である。その点は、調査が家庭要因や個人要因に関連する部分に及ぶ場合に、特に重要である。

○警察の捜査の進展状況と背景調査の開始の関係をどう考えるか。

- 警察の捜査が行われている時期には詳しい調査を実施することは困難であり、警察の捜査に支障のない範囲で情報収集を行うことになる。

○分析評価において注意すべき点はどのようなことか。

- 収集された情報が、どの程度確かなものであるのか信憑性を確認する必要がある。
- 収集された情報の信憑性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に分析評価をする際には、全体としての吟味が必要である。
 - ①量的に十分であるか（聴取人数やアンケート回収率など）
 - ②質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）
- 学校要因、家庭要因及び個人要因などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析評価することが望ましい。
- 「全てを解明できるわけではない」という限界に対して謙虚である必要がある。例えば、調査の結果として十分な情報が収集できなかった場合、そこから何かを導くことは困難である。

5. 報告書の作成及び公表

○報告書にはどのような要素を盛り込むべきか。

- 調査で判明した事実と分析評価を区別して記載することが望ましい。また、今後の自殺防止のための課題についての提言を加えることが望ましい。

○報告書への記載、および、内容の公表の際にどこまでの了解が必要か、どのような点に配慮すべきか。

- 分析評価と報告書に盛り込む要素とは、区別して考える必要がある。分析評価はあくまで客観的に行うこととし、報告書をまとめる段階においては、遺族、周囲の子どもなど関係者へ配慮することが必要である。
- 誰に、何を、どのような方法で公表するのかについてを、調査の実施主体が判断する必要がある。また、計画段階でも、学校又は教育委員会はあらかじめ報告書の公表についての基本的考え方を示しておく必要がある。
- 公表する対象としては、遺族、在校生およびその保護者、教員、報道機関などがある。
- 報告書の公表にあたっては、報告書の内容及び公表の内容について、あらかじめ遺族に説明する必要がある。遺族には必要に応じてその都度、調査の内容について別に説明が必要であり、調査期間が長期に及ぶ場合は、他の保護者にも中間報告が必要になる。

4. 米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について

阪中順子（団長） 大和高田市立磐園小学校教諭
窪田由紀 九州産業大学大学院教授
高橋祥友 防衛医科大学校教授

I. 米国視察目的

アメリカ合衆国（以下、米国と略す）マサチューセッツ州とメイン州を訪問し、生徒を直接対象とした自殺予防教育の実態について関係者から情報を収集するとともに、意見を交換した。とくに生徒を直接対象とした自殺予防教育について米国の経験を学び、将来、わが国においてこの種のプログラムを実施する可能性について検討するのが、今回の視察における主な目的であった。

II. 訪問先

11月15日（月）

マサチューセッツ州公衆衛生局

アラン・ホルムランド（マサチューセッツ州公衆衛生局自殺予防プログラム部長）
クリスティン・ファレルオライリー（マサチューセッツ州家庭内事故防止対策部部長）
エフィー・マレー（全米自殺予防学会青少年自殺予防研究センター部長）
バリー・ウォルシュ（精神科ソーシャルワーカー、自傷の予防・治療の専門家）

11月16日（火）

スクリーニング・フォー・メンタルヘルス（SFMH）（NPO）

ダグラス・ジェイコブズ（SFMH 最高経営責任者）
アルマ・ペトロビック（自殺予防プログラム部長）
ダイアン・サントロ（青少年自殺予防プログラム責任者）

11月17日（水）

バーンズテイブル高校

ジーナ・ハーレー（バーンズテイブル公立学校生徒部部長）
スクールカウンセラー2名

ダンヴァーズ高校

ゲイリー・ニーハン（ダンヴァーズ公立学校健康教育部部長）
健康教育の教師2名

11月18日（木）

メイン州青少年自殺予防計画

リンダ・ウィリアムズ（メイン州青少年自殺予防プログラム訓練・教育計画部部長）

ナンシー・バークハイマー（メイン州疾病対策センター、家族保健課、公衆衛生・
予防部門長）

ロブ・エリス（メイン州生命尊重計画部副部長）

11月19日（金）

総合討論：視察のまとめ（阪中、窪田、高橋）

Ⅲ. 主な訪問結果

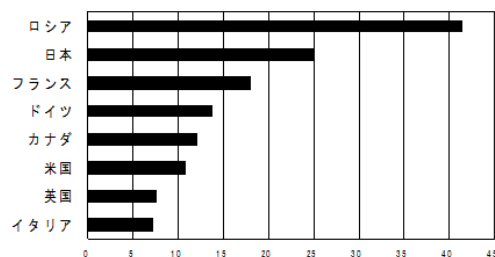
(1) マサチューセッツ州公衆衛生局 11月15日（月）

①米国の自殺の実態

米国の自殺率は人口10万人当たり10～11で推移し、この率は先進国においては比較的低い値である（参考までに、米国の自殺率は、わが国の現在の自殺率の1/2以下であり、先進国首脳会議G8参加国の中ではイタリア、英国に次ぐ低さである）（図1）。

なお、米国全体の自殺率が比較的lowで推移したのは対照的に、1950年代から1980年代にかけて24歳以下の若年層の自殺率が上昇したことが深刻な社会問題ととらえられるようになった。そこで、カリフォルニア州をはじめとして、いくつかの州で青少年の自殺予防教育が始まった。1990年代になり若年層の自殺率の上昇傾向に歯止めがかかったものの、最近では、この年代では黒人男性の自殺率の上昇が問題視されている。

図1：G8参加国の自殺率



人口10万人あたりの自殺率（WHO, 2009年）

米国の中でもワシントン州、ルイジアナ州、フロリダ州、マサチューセッツ州、メイン州等で青少年を対象とした自殺予防教育が進んでいることが知られている。そこで今回は、マサチューセッツ州とメイン州を視察の対象とした。

②マサチューセッツ州における自殺の実態

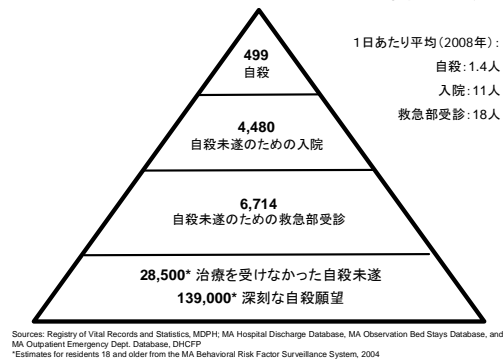
自殺の実態を正確に把握することは効果的な自殺予防対策を立てるうえで欠かすことができない。マサチューセッツ州では各種のデータベースが存在し、自殺の実態を把握する

システムが整っている（表1）。このデータベースから同州の自殺関連行動を概観すると図2のようにまとめられる。2008年に同州で生じた自殺は499人であり、人口が660万人であるので、人口10万人あたりの自殺率は7.6と、全米の平均自殺率よりも低い。また、これらのデータからは、既遂自殺の背景には、多くの自殺未遂、そして、さらに多くの自殺願望を抱える人々がいることが明らかになった。

表1: 整備されたマサチューセッツ州の各種データベース

- Registry of Vital Records and Statistics
- Massachusetts (MA) Inpatient Hospital and Emergency Discharge Database
- MA Violent Death Reporting System
- Youth Risk Behavior Survey (DESE)
- Youth Health Survey
- Behavioral Risk Factor Surveillance Survey

図2: マサチューセッツ州の自殺関連行動



なお、米国疾病対策センター(CDC)が2008年に実施したYouth Risk Behavior Survey(若者危険行動調査: YRBS)によると、対象となった同州の青少年約15,000人中、28.5%が抑うつ感や絶望感を抱き、11.3%が具体的な自殺の計画を立て、6.9%が自殺未遂に及んだという事実が明らかになった。このように現実起きた自殺の背景に、青少年の抱える深刻な状況が伺える。

③マサチューセッツ州の取り組み

以上のような現状を直視して、マサチューセッツ州はミドルスクール(5~8年生)やハイスクール(9~12年生)における自殺予防教育を積極的に支援している。なお、米国では各学校や学区の自主性が重視されるため、中核のカリキュラム以外については州の方針として一律に教育方針を指示することはできない。したがって、各学校や学区が自主的に自殺予防教育を開始したり、それを維持する方針を決めたりした場合に、州当局は積極的に支援する態勢を取るという方針を取っている。

毎年5月に、州の公衆衛生局が自殺予防教育の担当者の技能を維持するための研修会を開催しているが、参加費は\$45と参加しやすい額に設定されている。この研修会は2010年で10年目となり、毎年2/3は新たな参加者が加わっている。研修会で取り上げられるのは、自殺の危険の評価、ゲートキーパー訓練、新知見に関する情報、救急隊員や医療従事者といった自殺の危険の高い人に対処する人々の自己ケアなどについてである。

米国一般に言えることだが、青少年の命を守り、育てるといえるのは社会的合意になっている。同州は住民の教育程度が比較的高く、この問題の深刻さを多くの人々が理解していることや、高度の救急医療体制や精神保健システムが整備されていることなども、子どもを直接対象とした自殺予防教育を実施する前提として存在していた。自殺率が全米平均よりも低いこともこのような状況を反映していると考えられる。同州では現時点において、後述するSOS(Signs of Suicide)システムに基づく本格的な自殺予防カリキュラムを実施している高等学校が約1割、健康教育の一部として何らかの自殺予防教育をしている高

等学校が8割程度ある。

(2) スクリーニング・フォー・メンタルヘルス (SFMH) 11月16日(火)

①自殺予防教育を担当するスタッフのための訓練プログラム

SFMHは1980年代半ばに設置された非営利団体(NPO)であり、うつ病やアルコール依存症に関する啓発プログラムや自殺予防プログラムを開発してきた。生徒を対象とした学校のプログラムばかりでなく、一般の職場、医療機関、消防、警察、軍隊などといった各種の自殺予防プログラムを有しており、積極的に支援を行っている。

我々もSFMHが開発したSOS (Signs of Suicide) 研修を受けた。これは学校で生徒を直接対象とした自殺予防カリキュラムを実施する担当者に対する研修であり、約1日かけて行われる。双方向性の活発な討論に基づいて訓練は次のように進んでいく。

a) 参加者の基礎知識の確認

まず、「生徒の自殺が起きた」「生徒から自殺願望を打ち明けられた」「生徒が同級生の自殺の危険に気づいた」といった事例が提示されて、参加者にどのように対処するか質問し、参加者が訓練を受ける前にすでに持っている知識を確認する。このように一方向性の講義ではなく、研修を担当する者と参加者が活発に意見を交換しながら、研修が進んでいく。

b) 若者の自殺の深刻な実態についての事実の提示

自殺は、若年層では3位以内に入る死因であること、未遂は既遂の十数倍存在すること、多くは精神疾患が未治療のままであることが自殺の背景に存在するといった事実そのものを提示し、事態の深刻さを物語るように解説していく。解説には道徳的・宗教的な価値観を含めない。人種、文化、宗教、道徳観などが多様な米国では、自殺について中立的な立場で解説することが重要であるという。自殺した人を貶めたり、逆に故人の美点を過度に賞賛するといった態度は、潜在的に自殺の危険の高い人のリスクをさらに高めてしまうことになりかねない。

c) 自殺と関連している精神疾患についての基礎知識

自殺につながりかねない精神疾患の症状について解説し、問題を早期に発見して、適切な対処をすることが重要である点を強調する。とくにうつ病はけっして稀な病気ではなく、一生のうちで多くの人々が発病する可能性のある精神疾患である点を生徒に理解させるようにする。米国では地域の必要性に応じて、薬物乱用も自殺予防教育の中で取り上げられることがある(自殺予防教育を実施していない地域でも、薬物乱用防止教育は実施されていることが多い)。

d) 友人の危機に遭遇した際の対処方法 ACT

長い人生において何らかの問題を抱えることは誰にでもある得ることであり、けっしてひとりで背負い込まないことを強調する。とくに次のACT(気づく、関わる、つなげる)を強調する。

Acknowledge : 問題を早い段階で敏感に気づく。

Care : 誠実な態度で相手に関わる。

Tell a trusted adult : 自分たちの間だけで秘密にしないで、かならず信頼できる大人に相談する、つなげる。

e) スクリーニング

自殺予防教育を実施したら、最後に生徒に自己記入式の質問紙に回答してもらい、ハイリスクの生徒をスクリーニングする。

f) フォローアップ

ハイリスクの生徒に関しては、親にその事実を告知することが州法で規定されている。なお、多くの場合、スクールカウンセラーや学校看護師といった学校に常駐する専門家がハイリスクの生徒のカウンセリングに当たるが、病状が重症であると判断された場合には、地域で活動している精神保健の専門家（例：精神科医、臨床心理士）を紹介し、適切な治療を受けられるように働きかける。

②まとめ

SFMH の関係者がとくに強調したのは以下の点であった。子どもと自殺について話すのは危険だというのは、大人の不安を投影したものである。子どもはすでにさまざまなところから自殺に関して誤った情報を得ているので、むしろ正しい知識を与える必要がある。問題を抱えたら、それを早期に認識し、他者に援助を求めるのは適切な対処法であることを強調し、このような態度を育むことは、一生にわたるメンタルヘルスの基礎となるはずであるというのだ。

(3) バーンズテーブル高校およびダンヴァーズ高校 11月17日（水）

今回の視察の中で、是非実現したかったことの一つは、学校現場で自殺予防教育に取り組んでいるスタッフにその実際の経験について意見を伺うことであった。マサチューセッツ州の東南端ケープコッドの付け根に位置するバーンズテーブル高校とボストンの北部ダンヴァーズ高校を訪問することができた。両校が地理的に離れているのみならず、自殺予防教育の進め方も異なることから違った視点からの話を聞くことができた。

①高校における自殺予防教育の実際

a) 導入の経緯

バーンズテーブル校の場合、自殺予防教育の導入の背景には、その地域で5年間に5人の13歳から21歳の若者の自殺が続いたため地域に動揺が生じ、学校としても自殺予防対策の必要性を痛感していたという状況があった。その結果、2009年から自殺予防プログラムを開始した。ダンヴァーズ校の場合は、地域で若者の自殺がとくに深刻であるといった背景はなかったが、2年ごとに実施されるYRBSの結果から、危険な行動を減らすためのカリキュラムの必要性を認識し、2年前から取り組みを開始したとのことであった。

b) 自殺予防教育のねらい

学校における自殺予防教育のねらいは、①自殺に関する正しい知識を提供することで自殺は防ぎうるものであることを伝えること、②友人の自殺の危機に遭遇した際に

ゲートキーパーとして適切な行動が取れるようになること、③危機的な状況に陥った際に他者に援助を求める重要性を知り、生涯を通じてのメンタルヘルスの基礎を築くことである。

c) 自殺予防教育の流れ

i) 準備段階

準備としては、①スタッフが適切な研修を受けること、②研修を受けたスタッフ(スクールカウンセラーや健康教育の教師)を核として教員間の合意形成を行うこと、③保護者への説明と同意(消極的同意:プログラムの趣旨を説明した上で、それを子どもに受けさせたくない保護者には書面でその旨申し出てもらう)を得るといった過程が丁寧に行われている。

ii) プログラム実施段階

自殺者数、手段、背景といった自殺に関する事実を示して自殺の深刻さを知らせるとともに、うつ病や自殺の危機にある友人に対する対処方法に関するビデオを見ることで、正しい対処方法を学んでもらう。なお、自殺を断罪したり、逆に美化したりするといった方法は決して取らず、データそれ自体が事態の深刻さを浮かび上がらせるといった方法を取る。また、遺体や自殺方法などを詳細に解説するといったことは絶対に避ける。プログラムの最後にうつ病や自殺願望に関するスクリーニングを実施する。

iii) フォローアップ段階

スクリーニングの結果、ハイリスクと判断された生徒についてはなるべく早い段階(プログラム実施当日から遅くとも1週間以内)でスクールカウンセラーや学校看護師が面談し、必要な場合な保護者に連絡する。そして、学校に常駐するスクールカウンセラーや学校看護師がフォローアップをするだけでは十分ではなく、集中的な精神科治療が必要と判断された場合には、地域の専門家につなぐといった形で、徹底したフォローアップを行っている。バーンズティブル校の場合、そのためにプログラムを実施する1ヶ月の間は、従事する2名のスクールカウンセラーは他の仕事を入れず、常に対応できる態勢で臨んでいるとのことであった。

d) 実施態勢

バーンズティブル校の場合は、管理部門にいるジーナ・ハーレー(バーンズティブル公立学校生徒部部長、教育学博士)が教員間の合意形成に努め、プログラム実施はスクールカウンセラー2名が約1ヶ月かけて各クラスを訪問し、担任教師とともにクラス単位で行う形を取っていた。生徒の日頃の様子を知る担任とともに実施することで、フォローアップも円滑に行えるという。ダンヴァーズ校の場合は、自殺予防教育は健康教育の中に明確に位置付けられており、授業の一環として健康教育の教師によって行われている。なお、米国では健康教育として、発達、栄養、病気(症状、予防、治療)、出産、育児などについての教育が実施されている。健康教育は高校の必須科目であるものの、その時間数などは各学区や学校の裁量で決められている。自殺予防教育も健康教育の一環として実施されている。

e) 自殺予防教育の効果

プログラムの中で強調される ACT (Acknowledge ; 友人の危機に敏感に気づく、Care

：誠実な態度で関わる、Tell；信頼できる大人に相談し、つなげる）は、自殺の危機に限らず、他の問題を抱えた際にも同様に応用できる明快な対処方法であり、適切に助けを求めることを勧めるメッセージとして機能している。プログラム実施によって、生徒の他者に助けを求める行動は増加しているとのことだった。要するに、問題を早期の段階で認識し、適切に他者に援助を求めることが強調されている。

f) 両校の比較

バーズテーブル校、ダンヴァーズ校における自殺予防教育の特徴を表2に示した。地域で起きた自殺を契機として始めて2年目のバーズテーブル校と、YSRSの結果からスタートして3年目のダンヴァーズ校とでは、プログラム実施の切実さが異なる印象があった。地域で若者の自殺が連続し、それを深刻に受け止めたうえでプログラムを開始したバーズテーブル校では、1ヶ月間、全校を挙げて集中的に取り組んでおり、カリキュラムの中に明確に位置付けられているダンヴァーズ校との実施態勢の違いもその印象に寄与しているだろう。

表2：両校における自殺予防教育の比較

	バーズテーブル校	ダンヴァーズ校
生徒数	約2100名	約1000名
実施対象	初年度 全学年 今年度 8, 10, 12年生	10年生
位置づけ	約1ヶ月で準備、実施、フォロー。 45分×1コマ	健康教育のカリキュラムに位置付け 45分×3コマ
実施者・方法	スクールカウンセラーが2名で各クラス（25名以内）を訪問して実施。	健康教育の教師が授業で実施
準備	教員間合意形成、保護者説明会	教員の合意形成、保護者説明会

実施者がスクールカウンセラーであり、フォローアップが徹底して行われているバーズテーブル校においては、プログラムの実施は学校としてのメンタルヘルス施策の一部としての意味合いが強く感じられた一方、ダンヴァーズ校では文字通り健康教育として担当教師が実施しており、ハイリスク者のフォローアップはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの校内の専門家を経ている分、メンタルヘルスへの取り組みは間接的となっているように思われた。

②まとめ

実際にプログラムを実施している関係者に直接話を伺うことができたことは、期待以上に貴重な体験となった。同じSOSプログラムも地域の特性や学校での位置づけによって、大きく異なった展開を示すことも種々の意味で対照的なバーズテーブル校、ダンヴァーズ校を訪問できたからこそ実感することができた。おかげで、わが国においても、さまざまな工夫を行うことで、地域の実情にそう形で少しずつ進めていくことができる可能性を感じることができた。

(4) メイン州青少年自殺予防計画 11月18日(木)

メイン州で自殺予防教育にかかわる優れた業績を有する研究者と、教師向けの自殺予防教育や子どもを対象とした自殺予防教育にかかわる主要な論点について意見交換した。現地での具体的な視察内容は、以下に示す通りである。

①メイン州の自殺予防教育

a) カリキュラムの実施目的

カリキュラムの目的は、生徒の生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を作ることであり、とくに早い段階でこころの問題に気づき、援助希求行動の改善をめざしている。

①問題認識と②援助希求行動の改善に自殺予防教育は重点を置いている。メイン州は自殺予防教育に15年間の実績があり、生徒を対象とした自殺予防カリキュラムを実施する前に、教師の中で十分に議論して合意を形成し、ハイリスクの生徒への対応など教師の抱く不安に応えることが必要であるととくに強調されていた。

b) スタッフ研修

カリキュラムを実施する学校のスタッフに対して、それぞれの役割にそったさまざまな研修が用意されている。また、一度だけでは十分ではなく定期的に各種の研修を実施している。親や地域の精神科医療機関にも、学校での自殺予防教育の内容について周知徹底するようにも配慮されている。ハイリスクの生徒を発見した際には、適切に紹介するシステムも作られている。

c) 自殺予防教育の実施に関する基本的な考え方

子どもに自殺予防について話しても自殺の危険を増すことはない。子どもはすでにさまざまな情報源から誤った知識を得ているので、むしろ、自殺について率直に子どもと話し合い、正確で適切な知識を与えることは、問題解決への第一歩になると考えられている。

なお、予防教育の実施法については全米でも活発に議論されてきた。たとえば、自殺予防教育を実施する前にスクリーニングを行い、ハイリスクの生徒を最初に同定し、ハイリスク群の生徒ととくに問題のない健康な生徒を別々に自殺予防教育を実施すべきであるという意見がある。しかし、この両群を別々にフォローアップするのは、費用対効果の面からは現実的ではなく、健康教育の一環として全生徒を対象とすべきであるというのがメイン州の関係者の意見であった。

②メイン州の自殺予防プログラムの概要

メイン州では、行政・学校のスタッフ・保護者・生徒を対象にした包括的な自殺予防プログラム(Lifelines)を用意している。

a) 生徒を対象としたカリキュラムの枠組み

セッション1:《どんなときに友だちが困るのか?》

自殺の基本的事実や原因について知る。

セッション2:《友だちをどのように助けるのか?》

自殺の危険を知らせるサインについて知り、自殺について尋ねる時に使う言葉について学ぶ。

セッション3：《どこで助けを得ることができるのか？》

助けを求めている友だちの特徴を知り、学校の中の資源や自殺の危険の高い友だちへの対応の仕方を学ぶ

セッション4：《学んだことをどのように活かすのか？》

ロールプレイを通じて、困っている友だちを助ける力を身につけ、どこでどのような援助を求められるのかをリストにしたカードを作る。

b) 学校のスタッフを対象にしたプログラムの概要

学校で働くさまざまな人たちを対象とした次のような各種のプログラムが開発されている。

- i) ゲートキーパー研修：教師等を対象とした青少年の自殺予防に関する基礎研修（1日）
- ii) カリキュラム担当者の研修：同僚や地域の人に対して60～90分間の自殺予防教育を担当する人のための研修（3.5時間）
- iii) 予防プログラムを実施する教師のための研修：実際に生徒を対象としてカリキュラムをどのように実施するか教師を対象とした研修（1日）
- iv) 自殺予防指針立案のためのワークショップ：学校や地域で自殺予防指針をあらかじめ策定しておくための研修
- v) 移行に備える研修：高校を卒業後の移行期におけるメンタルヘルスの危機に備える
- vi) 臨床家のための自殺リスクの評価のための研修：ハイリスク者をどう発見し、適切な治療に導入するかを研修する（1日）

③ まとめと課題

メイン州は自殺予防教育に対して米国でもっとも進んでいると自負するだけあり、取り組みにおけるさまざまな問題点や、自殺予防の根底にある考え方や、具体的な実施内容を理解することができた。ここでは、今までわが国で取り組んできたプログラムに共通するものもあれば、トレーニングのシステム化など日本で全く取り組まれていないものも少なくなかった。今後わが国において、教師向けの自殺予防研修、自殺予防のカリキュラム作成に向けた議論を行うにあたって、これらの一つひとつが吟味されなければならない。实地調査を行ったことで、具体的な取り組みの根底にある考え方に触れることができ、これからわが国において、教員や生徒たちへの自殺予防教育を進めるうえでの大きな示唆を得ることができた。

IV. わが国で生徒を対象とした自殺予防教育を実施する際の課題

(1) 関係者の合意形成に関する課題

① 自殺予防の必要性についての学校全体の合意形成

a) 自殺の問題を直接的に取り扱うことへの抵抗の除去

現時点では、児童生徒に対して自殺を直接的に取り扱った授業を実施することについて、学校現場や保護者からの抵抗が強い。自殺を話題にすることで、ハイリスクの児童生徒の自殺の危険が高まるのではないかという怖れが根深く存在するのが実情である。しかし、SFMHのスタッフが強調していたように、自殺について話すのは危険だというのは大人の不安の投影であり、むしろ既に児童生徒がさまざまなところから得ている自殺についての誤った情報を正し、適切な情報を提供することの重要性について研修等を通して伝えていくことが、自殺を直接的に取り扱うことへの抵抗の除去につながると考えられる。

また、学校現場に生徒の希死念慮の高さや自傷行為の多さ、自死遺児が10万人近くいるという深刻な実態について知らせることで、自殺予防教育の重要性を認識してもらうことも必要である。

b) 管理職、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭等の研修

自殺予防教育実施には、管理職や生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭などの姿勢が大きく影響するため、まず、このようなメンバーに対する研修を教育委員会レベルで実施し、理解を深めておく必要がある。

c) 校内研修の実施

b) を経て、管理職は自殺予防の研修を積んだ教員や外部講師やスクールカウンセラーなどの専門家も活用しながら、校内で自殺の危険の高い生徒の事例検討会を実施したり、自殺予防に関する正しい知識と理解を促すための研修会を開いたりすることによって、学校全体の合意を得ることが可能になると思われる。

d) 学校全体で生徒を見守る体制の確立

学校において、特別活動や総合的な学習等の取り組みは学年単位で実施されることが多いため、実施にあたっては該当学年を担当する教員の間で同意に達することが大きな課題となる。学年を超えた学校全体としての体系的な取り組みが求められる点から、学校としての共通理解を得る必要もある。また、保健体育や社会・国語・家庭等の教科の中での実施も可能と考えるが、教科指導は教科担当者の意向に任されていることが多い。教科内で自殺予防教育を実施する場合にも、自殺の危険の高い生徒の心の揺れが生じるおそれがあるため、実施したい内容を学年、および学校全体に伝え、多くの教職員の目で児童生徒を見守る体制がとれるように共通理解を得ておかなければならない。

児童生徒に対する説明

a) 事前説明

授業実施に際しては、事前に自殺予防教育の目的と概要を伝える。

b) 配慮を要する児童生徒への配慮

自殺の危険の高い生徒、自死遺児や自殺未遂の保護者がいることも想定して、a) の説明の後で、授業に関して気になることや参加することに懸念のある場合は申し出るように伝え、参加については強制しない。また、「授業中辛くなったり、気分が悪

くなったら、すぐに申し出る」ことなどを伝え、安心して授業が受けられるように配慮する。

③保護者への説明と同意

a) 事前説明

学級懇談会や学年懇談会等で自殺予防教育の目的と概要を伝えると共に、書面でも同様の趣旨を伝え、できるだけ全保護者に伝わるように努める必要がある。

b) 保護者研修会の実施

保護者対象研修会を開き、児童生徒の自殺予防のために学校と保護者との協力関係を築いておくことは重要である。

米国では生徒、教師、保護者を対象とする三本柱で自殺予防教育を行う必要があるとされている。日本では、保護者向けのプログラムもこれまではほとんど実施されてこなかった。内容を工夫し、立場の異なる教員と保護者が共に自殺予防について学びあうといった新しい視点からの予防教育を模索していくことも考えるべきである。

c) 保護者からの同意

身近に自殺で亡くなった人がいたり、精神的に不安定で授業に参加することで動揺が起こる可能性がある児童生徒については、授業への参加を強制しないという学校の方針を伝え、自殺予防教育を受けさせたくない保護者は申し出るように伝え、文書でも同様の趣旨を伝えるようにする。

(2) 条件整備に関する課題

①自殺予防教育担当者に対する研修

a) 実施主体・方法

わが国では、米国のような専門性の高いNPO等でプログラムの開発や研修実施がなされているケースが少ないため、都道府県や市町村の教育委員会での研修が中心となる。

大学の資源を生かして研修を実施することも大きな力になる。

b) 実施対象

管理職、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭やスクールカウンセラー、授業担当者等、それぞれの立場に応じた適切な研修の実施が不可欠である。

②生徒を対象とする教育のためのプログラム・教材開発及び実施方法の検討

a) プログラム開発の必要性

すでにわが国でも自殺予防教育が実践されている例が散見される。ただし、中には自殺を断罪したり、ことさらに生の尊厳を強調するばかりの内容のものもある。米国での経験では、自殺を貶めるのも、反対に自殺を美化することも、現実には自殺の危機にある生徒を疎外してしまい、危険をさらに高めることになりかねないと指摘されている。あくまでも問題認識能力と援助希求行動の改善に重点を置いた、自殺予防プログラムとしなければならない。その意味でも、標準的な自殺予防プログラムの開発が

急務である。

今後、わが国で直接生徒を対象とした自殺予防教育を実施する際には、「やるべきこと」と「やってはならないこと」を具体的に示していく必要がある。

b) 実施方法の検討

恐怖感をあおるような教育方法は逆効果であり、絶対に行ってはならない。遺体や自殺手段を映像で見せるといった方法を用いてはならない。

c) 実施上の留意点

死や自殺を前面に出して話題にするときには、事前に自殺の危険の高い生徒を見きわめ、授業者以外にもう一人の教員が教室に入り、生徒の様子を見守るようにするといった工夫が必要である。

d) 教材開発の必要性

わが国の教員は、教科指導から生徒指導まで多くの業務を担い多忙をきわめている。自殺は深刻な問題であり、各自が自殺予防教育の教材を開発することは難しいため、基準となる教材の作成が必要である。自殺予防の要点をまとめた DVD やパワーポイント、事前研修の際の教職員や保護者への配布資料、授業の際の生徒への配付資料の雛形も用意しておくとともに効果的であろう。

③地域の精神保健専門家とのネットワークの構築・維持・強化

生徒の自殺の危険に気づいたときに、はじめて専門家との連携を取ろうとしても、貴重な時間が瞬く間に過ぎていくのが現実である。あらかじめネットワークを築いておくことにより、自殺の危険の高い生徒を地域の精神科医、保健所など専門機関と連携して支援することが可能となる。そのためには、新たなネットワークの構築や既存のネットワークの維持・強化のための取り組みが求められる。

(3) 実施に向けての検討点

①カリキュラム上の位置づけ

わが国においては、特別活動、総合的な学習の時間、関係する教科等での実施が考えられる。

それに先立ち、現行のカリキュラムにおいて自殺やいのちに関連したテーマがどのように取り扱われているかを確認することが必要になる。

- i)教科の中での取り扱い(国語、社会、道徳、保健、家庭など)
- ii)総合的な学習の時間における取り扱い
- iii)特別活動における取り扱い
- iv)その他

実施に際しては、自殺予防教育を独自に実施するのか、道徳等の教科とどのように関連づけるのかについても検討の余地がある。

②実施担当者

- ①とも関連するが、児童生徒対象の自殺予防教育を誰が担当するのかを検討していく必

要がある。関連する教科内での実施となれば教科担当教師中心、特別活動や総合的な学習の時間であれば担任教師中心となるであろう。また、教育相談担当者や養護教諭、スクールカウンセラーが中心となって実施する形や、教育相談担当者や養護教諭、スクールカウンセラーが教科担当教師や担任教師をバックアップする形などが考えられる。

③スクリーニング

a) 実施時期

米国では授業実施後にスクリーニングおこなっていることが多いが、日頃から行動観察や定期的な生活アンケートなどを実施して、自殺の危険の高い生徒を事前に見極めておくことも必要と思われる。

SOSプログラムでは、プログラムの一環として最後にうつ病や自殺に関するスクリーニングを実施し、確実なフォローアップに繋いでいた。スクリーニングの実施時期はフォローアップの方法とも併せて検討する必要がある。

b) 実施方法

わが国にはすでに青少年を対象とした心の問題に対するさまざまなスクリーニング法が存在するため、どれが学校の現場で利用しやすく、敏感にハイリスクの生徒を把握できるかについて検討する必要がある。

加えて、日頃から教員間で十分な情報共有に努め、身近な人を自殺でなくした生徒について把握しておくことも重要である。

④自殺予防教育実施後のフォローアップ

a) フォローアップの位置づけ

SOSプログラムにおいては、前述したようにスクリーニングがプログラムの最後になされ、その結果や自分自身や友人についての相談希望に基づくフォローアップ面接もプログラムの一環として位置づけられている。プログラムの実施目的の1つとして、生涯に渡るメンタルヘルスの基礎を築くことを掲げ、相談への敷居を下げて援助を求める行動を増やすことを狙っている以上、当然のことと考えられる。

わが国での実施を検討する際にも、この点についての検討が求められる。

b) フォローアップの実施方法

i) 校内のフォローアップ

日頃から援助を求める行動を増やすという意味から、養護教諭や教育相談担当者、校内のメンタルヘルス専門家としてのスクールカウンセラー等によって、第一次のフォローアップ面接を行うという形が現実的かつ有効であろう。そのために、スクールカウンセラーの配置も更に充実する必要がある。

ii) 保護者との連携

第一次フォローアップ面接の結果、より専門的な治療的なケアが必要と判断された場合には、保護者に連絡を取ってその点について十分理解を求めることが求められる。米国に較べるとメンタルヘルスの問題についての相談受診への抵抗が非常に強いわが国においては、このあたりの手続きを具体的な連絡方法を含めて丁寧に検討しておく必要がある。

iii) 地域の専門機関との連携

条件整備のところでも述べたように、各地域で日頃から精神保健の専門家とのネットワークを構築し、児童生徒を対象とした自殺予防教育の実施に当たっても地域の専門家と連携できることが望ましい。

児童精神科医や子どもに丁寧に対応してくれる心療内科医や精神科医が少ない市町村においては、都道府県レベルで医療スタッフをリストアップしておくことをはじめ、臨床心理士や教育相談で研修を積んだ教員などの人材を確保して支援体制の充実を図る必要がある。

⑤自殺予防教育の効果検証方法

a) 授業前後の児童生徒アンケートによるもの

事前事後で、自殺の危険を測る尺度や自由記述による振り返りを用いて、効果検証をおこなう。そのための尺度の開発も必要である。

b) 援助希求行動の増加によるもの

SOS プログラムにおいては、事前事後の援助希求行動（カウンセリングを求めてきた数）を、授業実施前の数ヶ月と授業実施後の数ヶ月を比較したり、授業実施群と実施しなかった対照群を比較したりするなどして、授業実施によって援助希求行動が増えるという効果を検証していた。このような形での検証についても検討の余地はあるだろう。

c) 自殺未遂、自傷などの行動の減少によるもの

メイン州においては、Youth Risk Behavior Survey（若者危険行動調査）に現れている自殺未遂、自傷などの行動が、15年間に渡る自殺予防教育実施によって徐々に減じてきているという極めて説得力のあるデータが示されていた。このような国家レベルでのデータ収集体制が整っていないわが国においては、このような形での効果検証は難しい。

(4) まとめ

①児童生徒対象の自殺予防教育のわが国における実施について

a) 現状の問題点

わが国の自殺予防教育は、現状では中学校・高等学校の段階でごく限られた範囲で実施されているにすぎない。個人レベルでの取り組みでは、生徒の心の揺れを見過ぎたり、一方的な価値の押しつけになってしまう危険性をはらんでいる場合もある。

単に「命を大切に」といったアプローチでは、今まさに自殺の危機にある生徒にとって、むしろ孤立感を深める結果になってしまいかねない。

b) わが国における実施の方向性

本報告書でもすでに繰り返し述べたとおり、子どもが自殺の危機に陥った場合に相談する相手というのは圧倒的に同世代の仲間であることが多い。この現実を直視して、欧米においては生徒を直接対象とした自殺予防教育を実施する必要があると

いう意見が優勢になっている。自殺の実態を中立的な立場で生徒に示すとともに、長い人生においてさまざまな問題を抱えることは当然予測されることであり、そのような場合に問題をひとりで抱えこむのではなく、適切な形で他者に援助を求める必要があることを、この種の教育は強調している。このように「長い人生におけるメンタルヘルスの基礎を築く」という視点から、生徒を対象に自殺予防教育を実施していくことには意味があり、実施の方向を具体的に探ることは喫緊の課題である。

②当面の方向性

a) 教員研修の更なる充実

現在、子どもを対象にした自殺予防教育の前提となる教師向け自殺予防の研修が、文科省によって編集された「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(2010年)の冊子を利用して、全国で実施されつつある。今後、さらにきめ細かく教員研修を進める必要がある。

自殺の危険について教師が高いアンテナを持っておくことが、自殺にまで至らない児童生徒の種々の問題を早期に発見し対応することに繋がることを考えれば、生徒指導、教育相談に関する研修の一部に組み込むなどして、全教師が何らかの形で受講可能となる体制の検討がなされることには意味があるであろう。

b) 児童生徒を対象とした自殺予防教育のモデル実施

トップダウンで全国一斉に実施するのは難しいので、関心の高い教員がいて、地域の専門家からも協力を得られるようなモデル地区あるいはモデル校を指定して、まずは試行してみるといった取り組みが現実的ではないかと考える。

結語

米国の自殺率は先進国の中でも比較的低い水準(人口10万人当たり10~11)に留まってきたが、1950年代から1980年代にかけて若年層の自殺率が上昇したことが深刻な社会問題ととらえられた。そこで、自殺予防教育の必要性が認識され、カリフォルニア州などで学校における生徒を直接対象とした自殺予防カリキュラムが始まった。1990年代以後、若年層の自殺率の上昇は歯止めがかかったものの、この年代の心の健康は生涯におけるメンタルヘルスの基礎となると考えられている。米国の中でも州によって自殺予防教育の取り組みはさまざまであるが、今回、比較的先進的な取り組みを行ってきたマサチューセッツ州とメイン州を訪問し、自殺予防教育に取り組んでいる関係者と意見を交換する機会を得た。

CDCが定期的実施しているYouth Risk Behavior Survey(若者危険行動調査)などの全国調査も、若年層の自殺願望の率や自殺未遂の率が一般に認識されているよりもはるかに高いことを明らかにしている。さらに、青少年が自殺まで思いつめる状態に陥った時に相談する相手というのは、親や教師ではなく、圧倒的に同世代の友人であることも各種調査が明らかにしてきた。そこで、青少年を直接対象として自殺予防教育を実施する必要があると認識されるようになってきたのである。青少年を相手に自殺について話すと、その危険のない子まで自殺願望を抱くようになるのではないかと、いわば「寝ている子を

起こすのではないか」という不安を抱く大人がいるが、その危険はないとの認識も米国では成り立っている。子どもはすでに自殺に関して多くの誤った知識を得てしまっているので、適切で正確な対応法を子どもに教育すべきであるというのだ。

自殺予防教育は次のような流れで実施されるが、以下に示すのはあくまでも一般的な方針であり、現場の状況に沿って、臨機応変に実施されている。

- 1) カリキュラムを実施する前に、この種の教育の必要性について全教師間で合意に達しておく。実施に際しての教師の不安に十分に伝えておく。
- 2) カリキュラムを担当する教師に適切な研修の機会を与える。
- 3) 地域の専門家との連携態勢を築いておく。カリキュラムを実施した結果、ハイリスクの生徒が発見された場合に、適切な助言を求めたり、治療に紹介したりできるようにしておく。
- 4) 保護者に対してカリキュラムについて十分な説明をしておく。自分の子どもに自殺予防教育を受けさせるかについて同意を得ておく。
- 5) カリキュラムの内容
 - ① 自殺の実態（道徳的・宗教的価値観を含めずに、中立的な立場からデータを示し、深刻な自殺の実態を理解できるようにする）
 - ② 人生におけるストレスとその対処法
 - ③ うつ病やアルコール依存症の症状と治療法
 - ④ 友人に自殺の危険を感じた場合の対処法：ACT（気づく、関わる、つなげる）
 - Acknowledge：問題を早い段階で敏感に気づく。
 - Care：誠実な態度で相手に関わる。
 - Tell a trusted adult：自分たちの間だけで秘密にしないで、かならず信頼できる大人に相談し、つなげる。
 - ⑤ 生徒が地域の自殺予防に関連する機関を訪問し、他の生徒に発表する
- 6) ハイリスク者のフォローアップ：カリキュラムの実施によって、ハイリスクの生徒が発見された場合には、まず学校に常駐するスクールカウンセラーや看護師が相談に乗るとともに、保護者に告知する。より集中的な治療が必要と判断される場合には、保護者に生徒を精神保健の専門家に受診させるように助言する。
- 7) この種のカリキュラムは多くは健康教育の一環として実施されている。そして、生涯にわたるメンタルヘルスの基礎にすることが目的となっている。要するに、人生においてさまざまな問題を抱えることは誰にでもあり得ることであり、早い段階で問題を認識し、適切な援助を求めるべきである点を強調している。
- 8) カリキュラムの一般的な方針はあるものの、取り組み方は地域の特性に合わせてさまざまである。同一の学区であっても、学校によってその実施法は微妙に異なる。全国統一のカリキュラムなどがあるわけではない。（全米自殺予防学会などが推奨する標準的なカリキュラムの基準などは存在する。）
- 9) カリキュラムは、生徒、保護者、教師、地域の精神保健の専門家などから、概ね好意的に受け入れられている。

最後に、わが国で自殺予防教育を行う可能性について、触れておきたい。

本報告書でもすでに述べたとおり、わが国においても欧米で実施されているような「長い人生におけるメンタルヘルスの基礎」作りを目的とした自殺予防教育を児童生徒対象に実施していくことには大きな意味があると思われる。

しかしながら、現時点においてわが国では、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育について教師や保護者の間で不安が強いというのが実情である。教師や保護者の研修を進め、生徒の自殺予防についての正しい知識を教師や保護者が持つことができるようにしていくのが第一段階であろう。並行して条件の整っているところからモデル的に児童生徒を対象にした自殺予防教育を試行的に実施していくのが現実的であると思われる。

ただし、米国では、地域社会がこの種の教育の必要性を認識しているし、地域の専門家との協力関係が良好である。さらに、幅広い健康教育カリキュラムがすでに存在しているといった、わが国とは社会背景の異なる点があることも現実である。そこで、わが国で自殺予防カリキュラムを実施するに当たって、同時にこの種の基盤を整備する必要がある点についても指摘しておく。

謝辞

今回の視察に当たり、多くの貴重な時間を我々のために割いてくださったマサチューセッツ州とメイン州の自殺予防教育担当者の皆様に対して、視察団一同心より感謝申し上げます。

年 月 日

児童生徒自殺（疑い）事案の状況（案）

1. 死亡した児童生徒

学校種 小学校 中学校 高等学校学年（ ）学年 年齢（ ）歳 性別 男 女

2. 発生又は発見の日時

発生又は発見日（ ）年（ ）月（ ）曜日

発生又は発見時刻 午前 午後（ ）時頃

3. 発生又は発見時の状況

(場所別の状況)

 自宅 学校 高層ビル 駅構内 鉄道線路 乗物
 路上 公園 海(湖)・河川 山 その他() 不明

(手段別の状況)

 縊首 服毒 ガス 飛降り 飛び込み
 その他() 不明

(遺書又はそれに類するもの(メモ、メール、手紙等)の存在)

 あり() なし 不明

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況(各背景ごとで複数回答可)

(学校的背景)

 指導困難学級 学業不振 原級留置 進路問題
 教職員からの指導 懲戒等の措置
 転校等 友人の転校等 教職員との関係での悩み
 友人関係での悩み(いじめを除く) いじめの問題 異性問題
 不登校又は不登校傾向 暴力行為(加害・被害)※()内で該当するものに○印を記載願います。
 その他の非行() その他()
 不明

(家庭的背景)

 保護者の離婚 保護者との不和 兄弟姉妹との不和 その他の家族との不和
 保護者間の不和 兄弟姉妹間の不和 保護者の死亡 家族(保護者以外)の死亡
 経済的困難 虐待の疑い
 保護者の犯罪 その他() 不明

(個人的背景)

 身体の病気 慢性疾患 身体のけが
 精神科治療歴有(病名:) 精神科受診が必要と感じられた
 独特の性格傾向 喪失体験 孤立感 安全や健康を守れない傾向 厭世
 これまでにも自殺未遂
 自殺をほのめかしていた 自傷行為 親しい者の死亡 災害等に遭う
 その他() 不明

5. 特記事項

※ 書類の作成・取扱いに当たっては、個人情報保護の観点から、都道府県・市区町村名、学校名、児童生徒の氏名など、個人及び個別事案が特定されることのないようご留意願います。

児童生徒自殺（疑い）事案の状況 作成要領（案）

（目的）

この調査の目的は、自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するデータを数多く収集することにより、自殺予防対策を充実させることである。個別事案の把握・対応を目的したものではなく、自殺についての全体的な傾向を把握することを目的としている。

なお、上記の目的のため、この調査により提出された情報については、学校名が特定されないように取り扱うものである。

（作成・提出の対象等）

作成・提出の対象は、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に在学する児童生徒の死亡事故のうち、死因が自殺である場合又は死因は現時点では不明であるが、自殺の可能性を否定できない場合とする。

（記入要領）

1. 死亡した児童生徒

学校種・学年・年齢について、発生又は最後に学校が当該児童生徒の存在を確認した時点で記載。
※学校種は、中学校では中等教育学校前期課程、高等学校では中等教育学校後期課程を含む。

2. 発生又は発見の時期

発生又は発見した時点での年月・曜日・時刻を記載。

3. 発生又は発見時の状況

（場所別の状況）

発生又は発見された場所について該当するものを、選択（チェック）。

選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

自宅：当該児童生徒の生活根拠地、同一敷地内の別棟、ガレージ、倉庫等を含む。

学校：当該児童生徒が通学している又は以前に通学していた学校とする。

高層ビル：高層ビルから路上に飛降りて死亡した場合、自宅マンションから飛び降りて自殺した場合などを含む。

駅構内：駅舎、トイレ、ホームなど。ホーム下の線路は「鉄道線路」とする。

鉄道線路：ホームから線路に飛込んだ場合を踏む。踏切内も含む。

乗物：列車、電車、船舶、航空機等のほか、自動車も含む。自動車内の場合は、駐車場所ではなく「乗物」とする。

路上：公道・私道、路地など。山道などは含まず「山」とする。

公園：国立・国定公園などの海、山、川などは含まず。

海（湖）・河川：船や橋から飛込んだ場合を含む。河川には河川敷を含む。森林や雑木林の場合、その場所が「海（湖）・河川」の一部を構成する場合を含む。

山：森林や雑木林の場合、その場所が山の一部を構成する場合を含む。

その他：いずれも該当するものがない場合には、その他を選択（チェック）し、（ ）内にその内容を記載願います。なお、内容の記載にあたっては、地名・史跡名勝名など個別事案が特定されることのないよう留意する。

（手段別の状況）

手段について、警察で決定しているもの又はその可能性のあると思われるものを選択（チェック）願います。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

縊首：自絞死を含む。

服毒：睡眠薬多用による場合を含む。

ガス：硫化水素ガス、都市ガス、プロパンガス等による場合。自動車内に排気ガスを引き込んだ場合も含む。

飛降り：高所からの飛降りによる場合。

飛込み：走行中の電車、自動車等への飛込みの場合。

その他：いずれも該当するものがない場合には、その他を選択（チェック）し、（ ）内にその内容を記載。

（遺書又はそれに類するものの存在）

遺書又はメモ書き、メール、手紙等遺書に類するものなど、何らかのものが遺されている場合には、「あり」を選択（チェック）し、（ ）内に遺されていたものを記載。なお、内容の記載に当たっては、個人又は個別事案が特定されることのないよう留意する。

4. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（各背景ごとで複数回答可）

死亡した児童生徒の自身の状況や、置かれていた状況・環境について、死亡の理由に関係なく、該当するものすべてを選択（チェック）。（複数可）

学校が把握している事実若しくは可能性のあると思われるもの、又は学校が事実として把握しているもの以外でも、保護者や他の児童生徒等の情報があれば、該当するもの全てを選択（チェック）。

対象の期間については、死亡事案発生時又は発見時から、おおむね1年程度以前の期間とします。選択（チェック）の判断に当たっては、以下の内容又は具体例を適宜、参考とする。

（学校的背景）

指導困難学級：一般的に授業態度や生活態度が思わしくない児童生徒が多く、日頃の生活指導等を十分に行うことができず、通常教育活動を行うことが困難な状態にある学級 など

学業不振：成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた、授業についていけず悩んでいた など

原級留置：進級又は卒業が認められなかったもの。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった場合は除く。

進路問題：卒業後の進路について悩んでいた、受験や就職試験に失敗した、面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた など

教職員からの指導：教職員から叱責をとまなうような指導を受けた、他の児童生徒のいる前で指導を

受けた など

懲戒等の措置：停学や退学などの法的効果を伴うもの又は、児童生徒を叱責したり起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなど、事実行為としての懲戒

転校等：当該児童が転校した など

友人の転校等：親しい友人が転校した など

教職員との関係での悩み：学級担任や部活動顧問との関係がうまくいかずに悩んでいた など

友人関係での悩み（いじめを除く）：友人と喧嘩をし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた、クラスになじむことができずに悩んでいた など

いじめの問題：いじめられ辛い思いをしていた、児童生徒からいじめの相談をうけていた、保護者からいじめの相談をうけていた、他の児童生徒からいじめがあったとの証言があった など

異性問題：異性問題について悩んでいた など

不登校又は不登校傾向：「不登校」を理由に長期欠席（連続又は断続して30日以上欠席）であった、長期欠席には至らなかったが学校を休みがちの状況であった など

暴力行為（加害・被害）：自校の児童生徒が、故意に有形力を加える行為。（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）。なお、選択する場合には、「加害」「被害」の別に○印を記載。

その他の非行：暴力行為以外の飲酒、喫煙、深夜徘徊（はいかい）などの不良行為、服装の乱れや怠学などがあれば選択し、（ ）内に具体的な内容を記載。

その他：学校生活に関連する内容で、いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択し、（ ）内に具体的な内容を記載。

不明：学校的背景をあまり把握していない場合 など

（家庭的背景）

保護者の離婚：父母等が離婚した

保護者との不和：父母等との関係が険悪で修復しがたい状況、父母等から激しく叱責をうけていた、父母等との関係がうまくいかず悩んでいた など

兄弟姉妹との不和：兄弟姉妹との関係が険悪で修復しがたい状況、兄弟姉妹から激しく叱責をうけていた、兄弟姉妹との関係がうまくいかず悩んでいた など

その他の家族との不和：祖父母との関係がうまくいかず悩んでいた など

保護者間の不和：父母同士の関係がうまくいっていない など

兄弟姉妹間の不和：兄弟姉妹間で関係がうまくいっていない など

保護者の死亡：母親の死亡、父親の死亡 など

家族（保護者以外）の死亡：兄弟の死亡、祖父母の死亡 など

経済的困難：家庭が経済的に困窮している、生活保護を受給している、保護者等の失業：父親が失業している、父親に多額の負債がある など

虐待の疑い：父親から日常的に虐待を受けていた、虐待が疑われるような傷や痣などが確認された など

保護者の犯罪：父親が服役中である など

その他：家庭に関連する内容で、いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択し、（ ）内に具体的な内容を記載願います。

不明：家庭的背景をあまり把握していない場合 など

(個人的背景)

身体の病気：比較的短期間で治癒が見込まれる病気。風邪、麻疹、虫垂炎で入院 など

慢性疾患：徐々に発病し、治癒にも長時間を要する疾患。心臓病、関節リウマチ、結核、糖尿病 など

身体のけが：病院等での治療・入院を伴うもの、すり傷なども含む

精神科治療歴有：精神科医等の治療経験がある場合に選択し、()内に具体的な病名などを記載。

精神科受診が必要と感じられた：日頃の学校生活の中で注意を要する言動や行動があり、精神科医に受診することが必要ではないかと感じられた場合

独特の性格傾向：周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的、俗にキレやすいタイプの衝動的、二者択一的な考えにとられるなど極端な完璧癖 など

喪失体験：離別、死別、失恋など、自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失う など

孤立感：引きこもりがち、周囲の人々とのつながりが希薄、周囲に人々から見てあまり目立たない性格 など

安全や健康を守れない傾向：事故や怪我を繰り返すなど、自分の安全や健康を守れないような事態がしばしば生じている など

厭世：すぐに悲観したり、世をはかなんだりする、物事を悪い方にばかり考える など

これまでに自殺未遂：過去に自殺未遂をしたことがある。

自殺をほのめかしていた：「死にたい」と友人や周囲にもらしていた、「遠くへ行きたい」などという遠回しな言い方も含む など

自傷行為：手首を刃物で切る、額を壁に打ちつける、薬を多量に服用することがあった など

親しい者の死亡：親しい友人が死亡した、近所で親しくしていた青年が死亡した など

災害等に遭う：交通事故に遭う、自宅が火事になる、台風で自宅が浸水する、盗難に遭う など

その他：本人に関連する内容で、いずれの項目にもあてはまらないものがあれば選択し、()内に具体的な内容を記載。

不明：個人的背景の状況をあまり把握していない場合 など

5. 特記事項

「5. 死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況」で選択(チェック)した項目について、判断の前提となった事柄を簡潔に記載。

その他に、特記すべきことがあれば適宜記載。

なお、記載に当たっては、個人情報保護の観点から、都道府県・市区町村名、学校名、児童生徒の氏名など、個人及び個別事案が特定されることのないよう留意する。

子どもの自殺が起きたときの 調査の指針

はじめに

- 子どもの自殺が起こると、遺族はもとより多くの人々が「なぜ自殺にまで至ったのか」「どうすれば防ぐことができたのか」と自問します。その疑問に答えていくことは、子どもの自殺を防ぐためにも重要であると考えます。
- 事後対応についてはここ数年現場におけるノウハウの蓄積が進んできましたが、調査に関しまだ手探りの状態であるため、本指針では、今よりも一歩でも二歩でも前進させることを考え、現時点で実施可能と考えられる枠組みや実施例を提示しました。
- また、遺族の要望があってから着手したのでは、しばしばタイミングを逸し、結果的に遺族の要望に添うことも難しくなることや、今後の自殺防止につなげる意味から、学校や教育委員会が、早い時期から主体的に調査に取り組むことを本指針の基本に据えました。
- 本指針はマニュアルではありませんが、本指針を参考に現場で様々な取り組みがなされ、ノウハウが蓄積されることを期待しています。この指針を読んだだけですぐに実施できるというものではありませんので、各自治体において、どう取り組むのかを検討し、あらかじめ準備をしておいていただくことを希望します。

目次

はじめに

1 初期手順

- (1) 初期調査
- (2) 遺族への経過説明と協議
- (3) 今後の調査の計画
- (4) 遺族への提示と協議
- (5) 子どもと保護者への説明

2 計画

- (1) 調査の決定者（教育委員会等）
- (2) 調査の実施主体（調査委員会等）
- (3) 調査の計画

3 情報収集

- (1) 教師への調査（初期調査を含まない）
- (2) 子どもからの聴き取り（初期調査を含まない）
- (3) 子どもへのアンケート
- (4) 遺族への調査

調査の指針

4 分析評価

- (1) 事実の確認
- (2) 自殺に至る過程の分析評価
- (3) 自殺防止の課題

5 報告

- (1) 報告書の内容
- (2) 報告書の提供と説明

6 平常時の備え

資料

おわりに

1 初期手順

ア 初期手順とは

- 日にちが経つほど調査は技術的に困難となり、また、子どもと保護者の協力も得にくくなります。特に自殺の事実を伝えていなかった場合には保護者の理解が得られない場合があります。詳しい調査をするのであれば、早い段階で開始することが望めます。
- 詳しい調査を開始するまでの流れを「**図 初期手順のモデル**」としてまとめましたので、参考にしてください。ただし、すべての事案にあてはまるわけではなく、また、これがベストとは限らないことに留意してください。
- 各段階において、調査に精通した専門家の助言を受けられるような態勢が望めます。

調査の指針

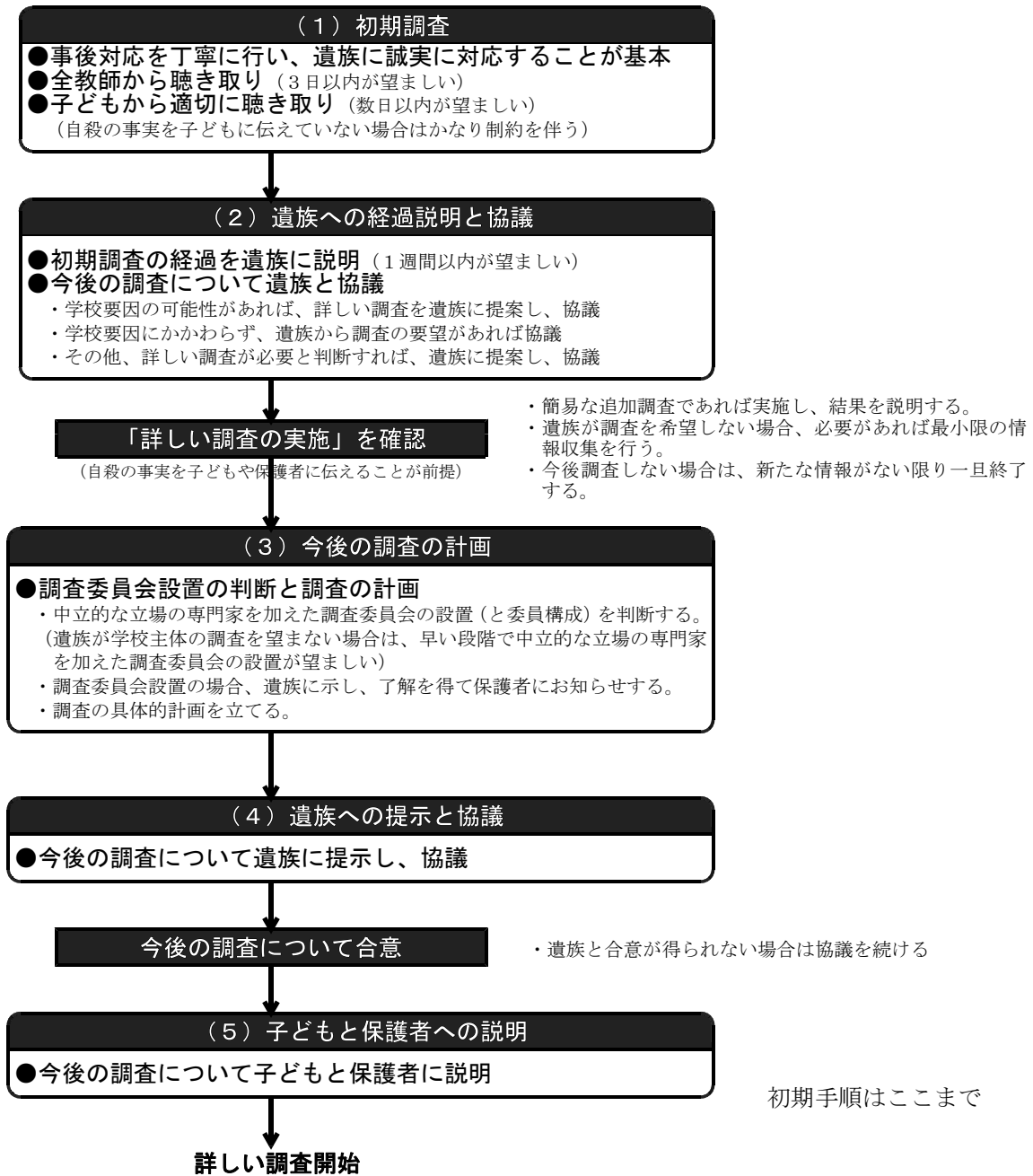


図 初期手順のモデル

注意) この図はモデルであり、必ずしもすべての事案にあてはまるとは限らない。また、この図以外の対応を否定するものではなく、状況に応じた適切な対応が求められる。

(1) 初期調査

ア 初期調査とは

- 「**子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き**」(文部科学省、2010年)に示したような事後対応を丁寧に行い、遺族に誠実に対応することが基本です。
- 原則として3日以内に、できるだけすべての教師から聴き取りをしてください。校長や教頭などが聴取することが一般的ですが、教師が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、教育委員会など学校外の者が聴取してください。
- また、できるだけ数日以内に、亡くなった子どもと関係の深い子どもなどから適切に聴き取りを行ってください。このとき、聴取したことが周囲に知られないように、十分な配慮を行ってください。自殺の事実を子どもに伝えていない場合は、調査にかなり制約を伴います。
- おおむね数日以内に学校が行う、教師への聴き取りや子どもへの聴き取りなどを「**初期調査**」といいます。
- 警察の捜査が行われている時期には、警察の捜査に支障のない範囲で情報収集を行ってください。

(2) 遺族への経過説明と協議

ア 遺族への経過説明

- 学校は、初期調査の経緯をまず遺族に説明してください。
- 最初の説明は、できるだけ1週間以内に行ってください。ただし、調査が不十分の場合は、そのことを伝え、もう少し詳しく調べた上で説明してください。
- もちろん、この段階で得ている情報は断片情報ですから、それをそのまま提供することはできませんし、断定的なことを言うこともできません。さらに知ろうと思えば、詳しい調査が必要になります。

イ 詳しい調査の提案と協議

- 調査委員会を設置しての調査や、調査委員会設置の有無にかかわらず、子どもへのアンケート調査や一斉聴き取りなどを含む調査のことを「**詳しい調査**」といいます。
- 今後の調査について遺族と協議してください。この時点で学校要因の可能性があるなど詳しい調査が必要と判断した場合には、学校または教育委員会から詳しい調査を遺族に提案し、今後の調査について遺族と協議することをお勧めします。従来の調査は、遺族から要望があつてなされることが多かったのですが、本指針では学校または教育委員会の主体的対応を求めています。(例)「教師への聴き取りなどを行った結果、子ども同士でトラブルがあつたのではないかと考えております。また、学校の対応が十分ではなかったかもしれませんので、さらに詳しい調査をさせていただけないでしょうか。」
- もちろん、学校要因の有無にかかわらず、遺族から要望があつた場合には今後の調査について協議してください。
- 協議の上、今後詳しい調査を実施するのかどうかを遺族に確認します。その場で決まらないこともありますので、その場合は日を改めて協議してください。
- 自殺の事実を子どもと保護者に伝えていない場合は、事実を伝えた上での調査になることを遺族に確認してください。

ウ 詳しい調査をしない場合

- 詳しい調査ではなく、簡単な追加調査の希望であればそれを行い、結果を遺族に説明してください。
- 遺族が調査を希望しない場合、必要があれば学校は最小限の情報収集を行ってください。その上で、やはり詳しい調査が必要であれば、改めて遺族に提案してください。
- 遺族と協議の結果、今後調査しないことを確認した場合は、新たな情報がない限り一旦終了になります。

(3) 今後の調査の計画

ア 調査委員会設置の判断

- 詳しい調査を行うことを決定する機関を「**調査の決定者**」といいます。調査委員会を設置する場合は、その設置者となります。本指針では、教育委員会が調査の決定者になるという想定で説明していますが、学校が調査の決定者になることもあり得ます。
→2計画(1)調査の決定者（教育委員会等）
- 遺族と「詳しい調査の実施」を確認したら、持ち帰って、調査の決定者が今後の調査の組み立てを行います。
- 詳しい調査を具体的に計画し、中心となって実施する機関を「**調査の実施主体**」といいます。調査の実施主体としては、学校や教育委員会のほか、中立的な立場の専門家を加えた調査委員会などがあります。特に、遺族が学校主体の調査を望まない場合は、早い段階で中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置が望ましいと考えられます。
→2計画(2)調査の実施主体（調査委員会等）

イ 遺族へ枠組みを示し、子どもと保護者へお知らせ

- 調査委員会設置の場合、調査の決定者が調査委員会の枠組み（調査委員会を設置することや委員構成など）を遺族に示し、了解を得てから、子どもと保護者に文書などで知らせます。

ウ 調査の計画

- 調査の決定者（教育委員会等）と調査の実施主体（調査委員会等）が協議し、目的や目標、調査方法、公表や遺族への情報提供のあり方などの方針を固めます。さらに具体的な計画を調査の実施主体が立てます。保護者への説明文書（案）を作成しましょう。巻末に文例を収載しています。 →2計画(3)調査の計画

(4) 遺族への提示と協議

ア 今後の調査について遺族に提示し、協議

- 調査の実施主体（調査委員会等）は、今後の調査の目的や目標、調査方法、公表や遺族への情報提供のあり方などの方針を遺族に提示します。
- 遺族と協議しながら、合意を作っていく過程がとても重要です。一度の協議で合意を得ようとせず、よく考えていただくことが大切です。特に目的や目標などの重要事項は、後で変更することが難しいため、十分話し合い、合意してください。
- 遺族と合意が得られたら、保護者への説明文書を作成し、改めて遺族に提示し、了解を得てください。
- 遺族と合意が得られない場合は協議を続けてください。
- 調査委員会の設置の有無にかかわらず、学校が詳しい調査（子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査など）を行う場合は、具体的に提示してください。

(5) 子どもと保護者への説明

ア 今後の調査について子どもと保護者に説明

- 遺族と合意が得られた後、調査の実施主体は、今後の調査の計画を保護者に説明します。この際、あらかじめ遺族の了解を得た説明文書を用意します。保護者会を開いて説明することも検討してください。子どもには学校から説明することになると考えます。
- 子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査を実施する場合は、保護者から承諾書を得ることが望ましいと考えます。巻末に文例を収載しています。実施にあたっては子どもの意思を尊重してください。
- 保護者や子どもの理解と協力が十分に得られない場合は、必要な情報収集が難しくなります。
- 調査委員会の設置の有無にかかわらず、学校が詳しい調査（子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査など）を行う場合は、具体的に説明してください。

(6) その後の手順 (詳しい調査開始)

ア その後の手順 (詳しい調査開始)

- ここまでが初期手順です。これらの手順を踏んだ上で、詳しい調査を開始します。
- 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会を設置する場合の、学校、教育委員会、調査委員会の役割分担例を図示します。

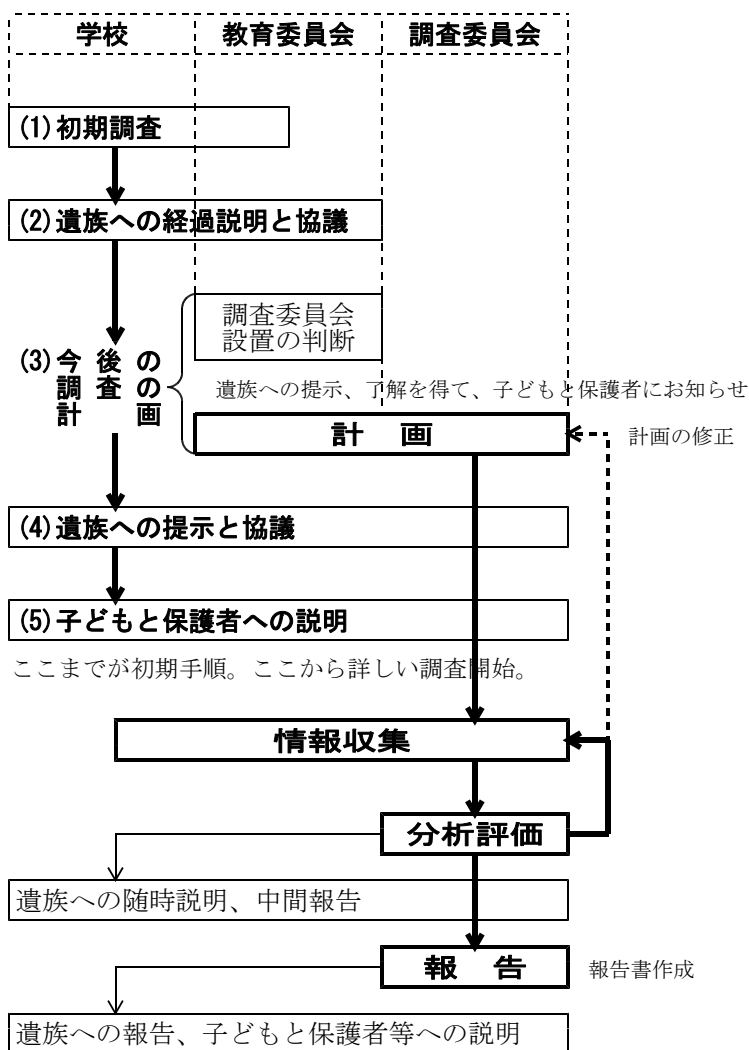


図 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会設置時の役割分担例

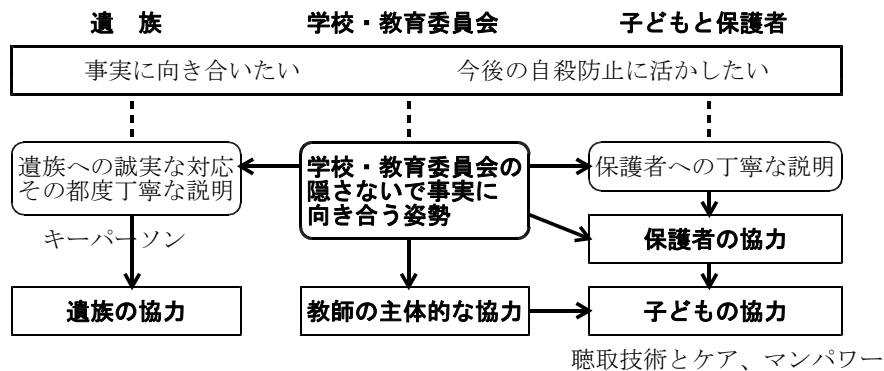
2 計画

○計画の段階は初期手順に含まれており、すでに説明しましたが、改めて詳しく解説します。

(1) 調査の決定者（教育委員会等）

ア 調査の決定者

- 詳しい調査を行うことを決定する機関を「**調査の決定者**」といいます。調査委員会の設置（委員の人選を含む）を決定します。
- 調査の決定者は、基本的に学校を設置する教育委員会が想定されますが、学校自らが主体的に調査すべきという考えから、学校が調査の決定者となることもあり得ます。遺族や保護者の理解が得られる場合は、これでもよいと考えられます。
- 調査への協力を得るためには、学校・教育委員会の「**隠さないで事実に向き合う姿勢**」が何よりも大切です。図を参考にしてください。



◆図 調査への協力を得るためには

(2) 調査の実施主体（調査委員会等）

ア 調査の実施主体

- 詳しい調査を計画し、中心となって実施する機関を「**調査の実施主体**」といいます。調査委員会を設置して調査する場合は、調査委員会のことをいいます。

イ 学校または教育委員会が実施主体となる調査

- 学校や教育委員会が、自らの責任で調べ、遺族や保護者に説明し、今後の自殺防止に役立てるとするのは自然なスタイルであり、教師も取り組みやすくなります。遺族や保護者の理解が得られる場合は、これでもよいと考えられます。この場合でも、調査に精通した専門家の助言を受けられる態勢が望まれます。
- 遺族や保護者の代表が調査委員会に加わることについては、中立性や客観的な議論の担保、守秘義務の問題など、様々な課題があります。いずれにしても、調査の決定者が判断してください。

ウ 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会

- 詳しい調査は必ず調査委員会を実施しなければならないということではありませんが、遺族や保護者の理解が得られにくい場合は、中立的な立場の専門家を加えるなどして調査委員会を設置するのが1つのモデルと考えられます。本指針では以下を重視しています。
 - ・遺族への配慮、調査対象者のプライバシー等への配慮ができること。
 - ・立場の異なる関係者の間であって、常に中立的な視点を保つことができること。
 - ・分析評価は、目的と目標に基づいて客観的に行われること。
 - ・守秘義務が守られること。
- 中立的な立場の専門家委員の重要な役割は、高度な専門性により、分析評価と報告書の内容決定において中心的な役割を果たすことです。また、学校や教育委員会が「隠さないうで事実に向き合う姿勢」をとっているかどうかを絶えず第三者的にチェックし、必要があれば指摘することも大切な役割です。したがって、形式的に外部の専門家を加えればよいということではありません。
- 多数の子どもからの聴き取り等を外部の専門家委員が直接すべて行うことは現実的ではありませんので、教育委員会の指導主事や教師の協力を求めることとなります。この場合、主に聴取を行った職員を委員に含めておくほうが、状況をつかみやすくなります。
- 校長など教師が委員に加わっておくほうが、教師の協力を得やすくなりますが、分析評価における中立性などの点で、遺族や保護者の理解が得られにくい場合は、学校関係者を委員に含めないなど、中立性を高める対応をとってください。

エ 全て中立的な外部委員による調査委員会

- 学校や教育委員会関係者を含まない、中立的な外部委員だけで構成された調査委員会という選択肢も考えられますが、現時点では、子どもへの聴取の困難、調査に精通した専門家の絶対的不足、必要な人員の確保、学校・教育委員会の主体的取組意欲への影響、遺族への細やかな関わりなどの課題があり、活動に困難を伴うことが予想されます。

(3) 調査の計画

ア 調査の計画

- 調査の実施主体（調査委員会等）は、調査の決定者（教育委員会等）と協議し、今後の調査の計画を立てます。以下の事項について具体化しておきましょう。
 - ・調査の目的
 - ・調査の目標
 - ・調査方法（概要）と調査期間（予定）
 - ・調査で得た資料の取扱（分析評価前の資料の扱い）
 - ・遺族への随時説明
 - ・報告書の公表と関係者への配慮
 - ・その他
- また、調査に充てる人員や、受験や卒業が控えている場合などの時間的制約についても協議しておきましょう。
- 参考までに、過去の調査事案では、自殺事案が起きてから2ヶ年の期間を要した場合もあれば、約3ヶ月でまとめを行った場合など、調査委員会の設置にいたる期間も含め調査に費やした期間は事案により様々です。

イ 調査の目的

- 「何のために」調査するのかという調査の「目的」を明確にしておくことが大切です。事案によって異なるかもしれませんが、一般的にはつぎの3つです。
 - ①今後の自殺防止に活かすため
 - ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- 調査の目的について、遺族と合意しておくことが重要です。また、保護者ともある程度の合意を得ておく必要があります。途中で見解の相違が生じた場合など、この「目的」や次に述べる「目標」に立ち返って考えることとなります。原則として途中で変更するものではありませんので、特に遺族とはしっかりと合意しておく必要があります。
- これらの目的からわかるように、本指針で想定している調査は、責任追及を目的とする調査ではありません。

ウ 調査の目標

- 「何のための調査か」という目的が決まれば、次に到達目標を明確にします。事案によって異なるかもしれませんが、一般的には次の3つです。
 - ①何があったのか事実を明らかにする。
 - ②自殺に至った過程をできる限り明らかにする。
 - ③今後の自殺防止への課題を明らかにし、提言をまとめる。
- どこまで調査可能かは、どれだけ協力が得られるか、時間、人員等に左右されます。

エ 調査方法（概要）と調査期間（予定）

- 情報収集の方法について計画を立てます。中でも、子どもへの一斉聴き取りやアンケートなどは、事前に保護者に説明し、承諾書を得るなどの手順が必要になるため、実施するのであれば、当初から組み入れておく必要があります。もちろん、調査が進む中で、方法の追加や修正は起こります。

調査の指針

- おおまかな調査期間の予定を立てておきましょう。ただし、しばしば予定よりも長くなってしまいます。仮に100人の子どもに聴き取り調査を行うとすると、1人1時間を2人ペアで行い、記録の整理に1時間半かかったとして、1日当たり8時間をこれに充てるとすると、延べ350時間（約44日）かかることになります。専従2人態勢でも丸1ヶ月間子どもへの聴き取りだけにかかりきりになるわけです。また、授業中は聴き取りができないため、夏休みを利用できない場合などにはさらに日数がかかってしまいます。こういった点も考慮して調査期間の予定を立ててください。

オ 調査で得た資料の取扱について（分析評価前の資料の扱い）

- 分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、それをそのまま公表したり、そのままを遺族に情報提供したりすることは調査の客観性や中立性を損ないかねません。また、断片情報の集合になるため、偏っていたり重要な情報が抜けていたりすることもあるため、他の調査結果とすり合わせた上で総合的な分析評価が不可欠です。

カ 遺族への随時説明

- 遺族へは必要に応じてその都度、調査の状況について別途説明する必要があります。調査の実施主体が様々な調査結果を総合的に分析評価した上で、その時点で伝えられることを遺族へ説明してください。

キ 報告書の公表と関係者への配慮

- 公表については、計画の段階で概要を示し、関係者の了解を得ておく必要があります。
- 報告書の記載内容については、遺族や子どもなど関係者へ配慮することを説明します。
- 報告書は遺族に提供します。保護者や報道に対しては、口頭説明や概要版の提供、報告書の閲覧などに替えることがある旨を説明します。 → 5 報告(2) 報告書の提供と説明

ク その他

- 調査期間が長期に及ぶ場合には、子どもと保護者にも中間報告が必要になります。
- 報道機関へも説明するのか、記者会見を開くのかについても検討しておきましょう。

3 情報収集

- 調査（情報収集）の方法別に簡単に説明します。情報収集に伴い、分析評価がしやすいように、聴取内容をワープロで打ったり、アンケート内容を整理したりするなどの作業が必要です。

(1) 教師への調査（初期調査を含まない）

ア 教師からの聴き取り

- 教師からの聴き取りは初期調査で行っていますが、詳しい調査を行う場合は、必要に応じて教師に改めて聴き取りを行うことがあります。

(2) 子どもからの聴き取り（初期調査を含まない）

ア 子どもからの聴き取り

- 当該学年のすべての子どもに聴き取りをするような場合は、調査で得た資料の取扱方針などをあらかじめ保護者に説明し、承諾書を得るなどしてください。ただし、一斉に聴き取る以外の個別の聴き取りは必要に応じて実施してください。
- 子ども自身が体験を言葉で表現することは難しいことを念頭において、子どもの発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫してください。
- 一般的に子どもは被暗示性が高いので、一定の答えを誘導するような質問をしないよう注意してください。
- 聴取と記録、配慮が必要という観点からは、できるだけ複数で聴取してください。
- 同じ者が同じスタンスで聴取することが望ましいのですが、対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴取に携わる人数を増やす必要が生ずるため、共通スタンスを保つための対策が必要になります。
- 情報を得ることだけを目的として子どもに調査すれば、心を閉ざして必要な情報を得られなかったり、二次的被害を与えたりしてしまうことになるかもしれません。詳しい調査を行うにあたり、安心して話してもらえるような雰囲気を作るために、心のケアの専門家の協力を求め、学校として心のケア態勢を整えてください。

(3) 子どもへのアンケート

ア 子どもへのアンケート

- アンケートは様々な調査方法の1つであり、その実施の可否や手法の選択などは、調査の実施主体が判断してください。
- 子どもへのアンケートを実施する場合は、調査で得た資料の取扱方針などをあらかじめ保護者に説明し、承諾書を得るなどしてください。
- 一般に子どもは被暗示性が高く、それがアンケート回答に影響することがあるため、一定の答えを誘導するような質問をしないよう注意してください。巻末にアンケートの文例や保護者への説明文例を収載しています。
- 回答内容は、その信憑性を慎重に吟味する必要があるため、アンケートだけで事実関係などを判断することはせずに、他の方法による調査と併せて総合的に分析評価すべきものです。

(4) 遺族への調査

ア 遺族への調査における留意点

- 遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の醸成と配慮が必要です。以下を常に心がけてください。
 - ①保護者と子どもの協力を得て行う調査の途中説明を随時丁寧に行う。
 - ②遺族の心情に寄り添い、遺族と調査委員会とをつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する。
 - ③要望があれば心のケアの専門家を紹介する。
- 客観性を保つ意味で複数で聴き取りをするべきですが、圧迫感を与えないような人数で行うように配慮してください。
- 当面は自由に話してもらい、まずはその時々のお気持ちを受けとめることが重要です。家族関係について尋ねるのは、信頼関係ができてから行う必要があります。

イ 遺書など

- 直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など様々な形態で死をほのめかすような内容が残されていて、それが遺書かどうか議論になることがあります。本指針では「遺書など」と表記します。
- 遺書などを調査の対象資料にするには、遺族の了解が必要です。

ウ その他の資料

- 人間の行動は、本人が意識していない無意識に左右されることが大きいことも知られています。無意識の部分は遺書などからはわかりませんので、そこを理解するには、かなり前からどのような考え方や行動様式をとっていたのかを知る必要があります。そのため、過去の資料が必要になることがあります。日記や作文などの提供を求める場合、遺族の協力を得て、偏りなく選択する必要があります。

4 分析評価

ア 基本的考え方

- 調査の目的と目標を再確認し、それに基づいて分析評価を行ってください。
- 分析評価の段階では、あくまで客観的に分析評価を行ってください。ただし、報告書をまとめる段階においては、遺族や子どもなど関係者へ配慮して記載内容を決めます。

(1) 事実の確認

ア 事実の確認

- 収集された情報が、どの程度確かなものなのか信憑性を確認してください。
- 個々の情報の信憑性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に分析評価をする際には、全体としての吟味が必要になります。この点が十分でない場合、分析評価はできません。
 - ・量的に十分であるか（聴取人数やアンケート回収率など）
 - ・質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）
- 調査委員会は、初期調査について検証しなければならないこともあります。

(2) 自殺に至る過程の分析評価

ア 要因と過程の分析評価

- 様々な聴き取り結果、アンケートを実施した場合はその結果など、様々な情報を総合的に分析評価してください。
- 遺書などや過去の資料についても、他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く必要があります。
- 学校要因（例：学校で何があったのか、子ども同士で何があったのか、教師との関係で何があったのか）、個人要因（例：精神疾患）及び家庭要因（例：近親者の死）などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析評価してください。
- さらに、亡くなった子どもが生きてきた中で、どのような過程を経て、またどのような背景があって自殺に至ったかを、いわゆる生活史や成育歴と呼ばれていることの検討も含め、できるだけ明らかにするように努めてください。

(3) 自殺防止の課題

ア 自殺防止の課題

- 今後の自殺防止という視点で課題を整理し、可能な範囲で提言をまとめてください。
- 子どもの自殺を減らすために、子どもが死に至った社会的背景もできるだけ浮かび上がらせるよう努めてください。

5 報告

(1) 報告書の内容

ア 報告書の内容

- 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのことは密接に関係するので、調査の実施主体にて判断してください。
- 報告書の内容（目次）の一例を示しますが、個々の事案の特性に合わせて組み立ててください。

はじめに
要約
発生から調査委員会の立ち上げまで
調査の経過
分析評価 調査により明らかになった事実
自殺に至る過程
自殺防止の課題
○○○（特定のテーマ）
まとめ
おわりに

- また、分からないことについては、その旨を率直に記載すべきと考えます。

イ 報告書の内容における配慮

- 報告書における事実及び分析評価の記載について、遺族はもちろんのこと、子どもへの配慮が必要です。ただし、配慮することにより、要因間のバランスが変わったり、報告書全体のニュアンスが変わったりしてしまうことは適切ではありません。

(2) 報告書の提供と説明

ア 報告書の遺族への提供

- 遺族などへは事前に開示してください。遺族から要望があった場合、調査の実施主体の判断で若干の修正があり得ます。

イ 報告書の保護者への提供と説明

- 保護者に対しては、口頭説明や概要版の提供、報告書の閲覧などに替えることがある旨を調査の計画段階で説明しておきますが、遺族の意向により変わることもあります。

調査の指針

ウ 報告書の報道機関への提供と説明

○報道機関に報告書を提供する場合は、改めて遺族等の了解が必要となります。

エ 子どもへの説明

○子どもに誰がどう伝えるのかをよく考えたうえで、できることを実行してください。

オ 教師への報告書の提供と説明

○保護者や子ども、また報道機関への説明を行う前に、当該校の教員間で報告書の内容について共通理解を図る必要があります。口頭説明か概要版の提供か等の点については、調査の実施主体が判断します。守秘義務については十分に配慮をお願いします。

6 平常時の備え

ア 学校、教育委員会の備え

○学校及び教育委員会は、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と初期調査ができるように、平常時より備えてください。このことは、自殺以外の様々な学校危機に備えることにもつながると考えます。

イ 都道府県教育委員会の備え

- 規模の小さな市町村教育委員会だけで調査委員会などの備えをすることは困難と考えられます。都道府県（または指定都市）教育委員会は、都道府県立学校における調査に備えるだけでなく、市町村教育委員会の調査へも支援ができるように取り組むことが望ましいと考えます。
- あらかじめ専門家の協力を得て、調査委員の候補者の選定、調査手順の検討や研修を行うなどして、人材確保のための方策を講じておくことも大切です。これらの中核的な人材が中心になって、実際の調査委員会が組織され、**調査に精通した専門家**（実際に調査に参加した経験があるなど、子どもの自殺が起こった時の調査に精通しており、中立的立場から助言ができる専門家のことを指します）の養成につながるとともに、調査のノウハウの蓄積にも資すると考えます。
- 子どもの自殺は発生数が限られていますので、調査に精通した専門家の態勢が確保されれば、すべてのケースについて調査を進めるという方針をとる自治体があっても良いと考えます。この場合には、初期手順の(2)において、「学校要因の可能性」を判断する必要がなくなります。

ウ 調査委員会の設置要綱で定める主な事項（例）

児童生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱で定めるべき主な事項

（設置目的等）

調査委員会設置の目的や、その目的を実現するための目標などについて定める。

※ 調査委員会の主な目的としては、児童生徒の自殺事案について、今後の自殺防止に活かすこと、遺族、子ども及び保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えること、などが考えられる。目的を実現するために、調査委員会がめざす目標として、児童生徒の自殺事案について、何があったのか事実を明ら

調査の指針

かにすること、自殺に至った過程をできる限り明らかにすること、今後の自殺防止への課題を明らかにし提言をまとめること、などが考えられる。これらの点に留意の上、適切に定める。

(設置と責務)

調査委員会の設置及び調査委員会の責務について定める。

※ 調査委員会を調査の決定者が設置する旨を定める。調査委員会の責務としては、例えば、情報収集、分析評価、報告書の作成及び調査の決定者に対する報告などが考えられる。責務のそれぞれの具体的な内容については、あらかじめ定める場合や、調査委員会で決定する場合などが考えられる。

(組織および構成)

調査委員会の組織及び委員構成について定める。

※ 調査委員会の委員の任期、委員長の選出方法、会議の議長などについて、定める。

委員の構成については、例えば、自殺対策に係る学識経験者・専門家（大学教授・臨床心理士等）、医師（専門分野）、その他有識者（弁護士を含む）、学校関係者、その他調査の決定者が指名した者などによることが考えられる。委員の他に顧問等の氏名もあり得る。

調査委員会の公開の有無に係る原則・傍聴の取扱い、会議資料・議事録・調査報告書等の取扱い、調査委員会の庶務を処理する者などについても定めることが考えられる。

なお、会議資料、議事録、調査報告書等について、各自治体の情報公開条例に基づき開示請求を受けた場合には、その運用に従うことになると考えられる。

(秘密の保持)

調査委員会の委員の守秘義務について定める。

※ 調査委員会の委員については、委員として知り得た事項に関しては、守秘義務が及ぶことについて定める。また、委員の職を退いた後も同様であることも定める。

(公表の判断)

調査委員会が公表を行う場合について定める。

※ 調査委員会が公表する内容、公表する対象範囲、公表の方法等については、遺族や在校生及びその保護者等関係者への影響等を十分配慮し、慎重に判断した上で公表することなどの公表に関する原則について定める。

(調査への協力)

学校及び教育委員会は、調査に対して協力することについて定める。

※ 調査を実施するにあたっては、学校及び教育委員会の協力が不可欠であり、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという姿勢が重要である。そのため、学校及び教育委員会は、調査に対してできる限り最大限の協力をすることについて定める。

(委員の報酬)

調査委員会の委員の報酬について定める。

※ 調査委員会の委員のうち、外部委員に対する報酬について、支払いの有無や内容について、定める。

(委任)

必要に応じ、要綱に定める事項のほか、調査委員会の運営に関する細目的事項を別に定め旨を定める。

(要綱の改廃)

要綱の改廃手続について定める。

資料

ア 調査委員会が詳しい調査を行う場合の説明文書例

趣意書

はじめに

〇〇月〇〇日、本校〇年生の〇〇〇〇さんが自ら命を絶つという悲しい事案が発生いたしました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

調査委員会設置・設置目的

学校では、事案発生直後から、すべての教職員や〇〇さんと関係の深かった生徒に対して聞き取り調査を行うなど、慎重に情報収集に努めてまいりました。さらに、専門的な立場から自殺に至った動機や背景等について調査・分析を行い、このような事態に至った背景等を可能な限り明らかにすることにより、今後の子どもたちの自殺予防に資することを目的に、本市教育委員会が、県教育委員会の支援も得ながら、中立的な立場の専門家を加えた調査委員会を設置いたしました。

調査の実施

本調査委員会では、現在、既に学校から提供された教職員や一部の生徒からの聞き取り調査内容等について分析をはじめておりますが、自殺に至った背景をより総合的に分析するためには、さらなる情報収集が必要であると判断しました。ご遺族とも協議した結果、保護者の皆様のご理解を得て、〇年生のすべての生徒からの聞き取り調査を実施したいと考えております。

承諾書依頼・調査の実施方法と調査期間

つきましては、まず、調査に同意くださるかどうかが、別添の「承諾書」に署名捺印の上、〇月〇日までに、担任を通して学校へ提出してください。

その上で、同意された皆様のお子さんへの聞き取り調査は、〇月〇日から〇〇程度の期間、放課後、本校において個別に実施いたします。

〇年生全員から聞き取りをするためには、本校教職員だけでは十分ではありませんので、本市教育委員会の中学校出身の指導主事、さらに、県教育委員会の支援も得て実施いたします。また、調査に当たっては、生徒の精神状態やプライバシーにも十分配慮しつつ、臨床心理士等心のケアの専門家の協力も得ながら慎重に行ってまいります。

調査で得た情報の取扱

自殺は、様々な要因が複雑に関係しているといわれています。一方で、聞き取り調査などにより集められる情報は断片的なものです。中には伝聞や憶測、事実とは異なる情報が含まれている場合もあります。また、そうした情報が自殺の動機にどのように結びつくのかは、全体の調査の中で総合的に分析し、判断する必要があります。

プライバシーへの配慮と公表

このため、聞き取りの内容については、そのまま公表することはありませんし、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません。

調査の指針

また、本調査委員会では、常に中立的な立場で、収集されたすべての情報を総合的に分析し、最終的に報告書としてまとめることとしておりますが、調査結果をどこまで公表するかについても、本調査委員会が慎重に判断し、それに応じてご遺族にお知らせするとともに、保護者の方々にもご遺族の了解のもとでご報告いたします。

おわりに

本調査委員会では、〇〇さんが自殺に至った背景等を出来るだけ明らかにするとともに、二度とこうした事案が起こることがないように、未然防止対策についても提言してまいりますので、生徒への聴き取り調査にご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

イ 承諾書の例

承 諾 書

本校〇年生〇〇〇〇さんの自殺に係る聴き取り調査について、その趣旨を理解し、調査に

協力します

協力できません

※いずれかを○で囲んでください。

〇〇市立〇〇中学校長
〇 〇 〇 〇 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市立〇〇中学校

〇年〇組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

ウ 調査委員会の設置に先立ち学校がアンケートを実施する場合の説明文書例

趣 意 書

はじめに

保護者の皆様方には、平素から、本校教育の充実にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、〇〇月〇〇日、本校〇年生の〇〇〇〇さんが自ら命を絶つという悲しい事案が発生いたしました。このことについては、先日、生徒及び保護者の皆様方にご報告申し上げたところであります。

調査の指針

前途あるかけがえのない命が失われてしまったことは痛恨の極みであり、教職員一同、大変厳しく受け止めております。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

基本姿勢及び目的

学校及び教育委員会は、この事実にしっかりと向き合い、なぜこのような事態に至ったのかということをしてできるだけ明らかにし、今後の自殺予防に努めてまいりたいと考えております。

ご遺族も、〇〇さんに「何があったのか」を知りたいと願っておられますし、生徒や保護者の皆さんの中にも、同様な願いを持っておられる方がいらっしゃると思います。

学校では、事案発生直後からすべての教職員や〇〇さんと関係の深かった生徒に対して聞き取り調査を行うなど、慎重に情報収集に努めてまいりましたが、背景確認が十分ではないことなどから、さらなる調査が必要と判断し、この度、全生徒を対象としたアンケート調査を実施することといたしました。

承諾書依頼・調査の実施方法と調査期間

つきましては、まず、調査に同意くださるかどうかが、別添の「承諾書」に署名捺印をお願いいたします。その上で、同意される場合は、生徒が家庭において同封のアンケート用紙に無記名で回答しますので、保護者の皆様はこれを確認された上で、同封の封筒に入れ、〇月〇日までに郵送してください。

資料の取扱について

自殺は、様々な要因が複雑に関係して起こると言われています。一方で、こうしたアンケート調査などにより集められる情報は断片的なものです。中には伝聞や憶測、事実とは異なる情報が含まれている場合もあります。また、そうした情報が自殺の動機にどのように結びつくのかは、全体の調査の中で総合的に分析し、判断する必要があります。

したがって、アンケート調査の内容をそのまま公表することはありません。また、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません。

結果の提供先

教育委員会は、事案の背景等について調査・分析を行うことを目的として、中立的な立場の専門家を加えて調査委員会を設置します。そして、アンケートを含む調査結果は、この委員会に提供いたします。調査委員会では、こうした情報も含め総合的に分析した上で、今後、報告書としてまとめることとなります。

情報提供

なお、調査結果をどこまで公表するかについては、調査委員会が判断しますが、その判断に応じてご遺族にお知らせするとともに、保護者の方々にもご遺族の了解のもとで別途ご報告いたします。

おわりに

学校では、調査委員会等のご意見をもとに、二度とこうした事案が起こることのないよう、未然防止対策を強化してまいりますので、生徒へのアンケート調査にご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

調査の指針

(注)本文例は、調査委員会の発足前に学校がアンケートを実施する場合がありますが、調査に精通した専門家の指導を受けることが望ましいと考えます。

エ 子どもへのアンケート例

「アンケート」(例)

去る〇月〇日に亡くなった、〇年生の〇〇さんのことでしょうかがいます。

二度とこのような悲しい出来事が起きないようにするための手がかりを得ることが、この調査の目的です。

みなさんの知っていることを教えてもらうために、アンケートを実施しますので、ご協力をお願いします。なお、このアンケートは、〇〇さんに何があったのか、真実を知りたいというご家族の願いにこたえるためのものでもあることをご理解ください。

問1 あなたは、〇〇さんについて何か知っていることがありますか。

(1) あなたが自分で見たり聞いたりしたこと：

①以前に、〇〇さんのことで気になったことがあれば、どんなことであったか(いつ頃、どこで、何を、誰と)書いてください。

②ここ1～2週間で、特に変わったことがありましたか。気がついたことがあれば、どんなことか書いてください。

(2) 友だちから聞いたこと：

・いつ頃、どんなことを聞きましたか。

問2 あなた自身について何か伝えておきたいことや相談したいことがありますか。

問3 〇〇さんのことについて、今のあなたの気持ちを書いてください。

ご協力ありがとうございました。今後も何か思い出したり、書き足りなかったことがあれば、知らせてください。

年 組 名前 ()

※名前は書いても書かなくてもいいです。

アンケートの回答は、封筒に入れて、封をしてから担任の先生に提出してください。

おわりに

- 子どもの自殺が起きたときの調査を実施する目的としては、一般的には、①今後の自殺防止に活かすため、②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため、③子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため、と考えられます。
- これらの目的に沿い、調査を実りあるものにするためには、学校及び教育委員会が、遺族、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築することが前提であると考えます。
- 学校・教育委員会が遺族をはじめ関係者との信頼関係を構築するためには、丁寧な説明はもちろんですが、学校・教育委員会自身が事実に対してしっかりと向き合おうとする姿勢が何よりも必要です。
- 学校・教育委員会が、こうした意識をしっかりと持った上で、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという姿勢が重要であると考えます。
- また、今後の自殺防止という観点からも、事実に対してしっかり向き合うことで、真の再発防止策の手がかりにつながるものと考えます。
- この指針は、これまでの現場の実践での試行錯誤の結果や知見をもとに、本協力者会議で検討しまとめたものです。
- 今後、これらを参考にいただき、多くの取組が蓄積されることを期待したいと思いますし、その蓄積をもとに更に改善を加えていくことが重要であると考えます。

Screening For Mental Health SOS (Signs of Suicide)自殺予防プログラムについて

1. 目標

(1) 学校が SOS プログラムを実施する際の目標

- ① 自殺についての知識とうつ病についての適応的な態度を増すことで自殺や自殺未遂を減らす
- ② 自分自身で助けを求めたり、友人の代わりに助けを求めるように生徒を促す
- ③ 自殺と関連が深い精神疾患は、身体疾患同様に、治療が必要であることを理解させる
- ④ 保護者は教職員にうつ病や自殺のサインや関係機関の情報を提供することで、自殺予防のパートナーとして関与してもらう体制を築く
- ⑤ メンタルヘルスの問題に伴う偏見を除去する
- ⑥ 学校が地域との関係を深めていけるように促す

(2) 生徒にとっての目標

- ① うつ病は治療可能な病気であることが理解できるように援助する
- ② 自殺はストレスへの正常な反応ではなく、未治療のうつ病の結果として起こるものであり、防ぎうる悲劇であることを伝える
- ③ 不安や抑うつ感を和らげるためにアルコールを用いるのは危険であることを理解させる
- ④ 自分自身や友人について心配なことがある際の具体的な対処方法（ステップ）と専門機関やホットラインなどの社会資源を提示することで、援助を求める行動を増やす
- ⑤ 生徒たちに両親とこれらの問題について話をするように働きかける
- ⑥ 助けを求めることについての生徒同士のコミュニケーションを促進する（ACT）

Acknowledge：友人の問題に早い段階で敏感に気づく。

Care：誠実な態度で相手に関わる。

Tell a trusted adult：自分たちの間だけで秘密にしないで、かならず信頼できる大人に相談する、つなげる。

2. SOS プログラムの実施

準備段階から実施段階、フォローアップ段階で用いる資料が一式準備されている。（4に提示）

3. SOS プログラムの評価

対照群を設定した比較研究で、学校における自殺予防プログラムとして効果が検証されている。

文献

Aseltine, R. H (2003) An evaluation of a School Bases Suicide Prevention Program.

Aseltine, R. H., & DeMartino, R. (2004). An outcome evaluation of the SOS suicide prevention program.. *American Journal of Public Health, 94*, 446-451.

(1) 方法

①対象：4133名（男子48%、女子52%、9校）

②尺度：態度9項目、知識10項目

・過去3ヶ月の援助希求（治療を受けたか否か、大人に話したか否か、友人のことで大人に話したか否か）

・過去3ヶ月の自殺に関連した行動（自殺について考えたか否か、自殺を試みたか否か）

(2) 結果

①うつ病や自殺についての知識態度は、SOS実施群が統制群より有意に高い $p<.05$

②自殺について考えることや自殺未遂については、SOS実施群が統制群より有意に少ない $p<.05$

4. 高校生用 キット

<実施マニュアル>

セクション1：概要

SOSプログラムの紹介

プログラムの理論的根拠と目標

キットについている資料についての説明

セクション2：計画

プログラム実施計画作成のためのチェックリスト

プログラム実施計画

地域の専門家や専門機関との関係作り

プログラム実施に向けての助言

スクリーニング実施方法の違いによる利点と欠点

フォローアップ

セクション3：教職員と保護者の教育

訓練と積極的な参加を通じた教職員の実施体制作り

スタッフの訓練

生徒を保護するパートナーとしての保護者

保護者説明会実施に際しての助言

教職員や保護者説明会のプログラムの例

セクション4：授業計画

授業計画1 ビデオ視聴とディカッション、スクリーニング用紙への記入

ビデオに関するグループ討議のファシリテーション

ビデオ・ディスカッション ガイド

授業計画2 自殺ホットラインでのやりとりのロールプレイ

授業計画3 うつと自殺に関する誤解と事実

セクション5：実施のための教材

スタッフ向け教材：

生徒から援助を求められた際の対応のガイド

生徒のフォローアップ面接記録票

保護者に生徒のプログラム参加の意思表示をとるための文書例（積極的同意）

保護者に生徒のプログラム不参加の意思表示をとるための文書例（消極的同意）

保護者からの同意をできるだけ高めるための説明文書

年間を通して支持的な学校環境を作るための留意点

自殺防止の努力を維持継続するための留意点

生徒向け教材：

ビデオ視聴/スクリーニングフォーム記入後の相談希望回答カード例

自分自身や友人について援助を求めることへ抵抗を減らし相談を勧める文書

保護者向け教材：

地域の専門機関リスト

家族向け資料（子どものうつ、十代の自殺、いじめ、双極性障害）

セクション6：補足資料

学校にプログラムを導入・浸透させるための10ステップ

危機管理という視点からのプログラム実施の留意点

学校が援助を求めることのできる専門機関リスト

関係機関・情報へのリンク

参考文献リスト

<資料>

- *Friends for Life* 教育用 DVD(友人の危機に遭遇した際の誤った対応と正しい対応)
- スタッフ訓練用 DVD
- 生徒用スクリーニング用紙(得点化の説明付き)
- 保護者記入用スクリーニング用紙(得点化の説明付き)
- 生徒用ニュースレター(ACT、自殺やうつについての誤解と事実、アルコールの危険、相談先などの情報)
- ポスター (ACT の説明)
- 生徒用の財布に入れることのできるカード (ACT の説明とホットラインなど地域の資源の電話番号が記載)
- 学校のためのポストベンションのガイドライン
- SOS プログラム実施についての要約シート (実施日、対象人数、内訳、プログラムや資料についての評価を記入し、SFMH に送付するもの)



バーンズティブル高校における自殺予防教育の実際

Hurley,G.,& Gauthier,K. 2010 Implementing a Depression and Suicide Screening Program at the High School Level から一部を要約

1. プログラムの実施準備

(1)関係機関、関係者からの情報収集

(2)地区の専門職の研修

- ①心的外傷後ストレスマネジメント(PTSD)の研修（2日間：19名のカウンセラー、スクールサイコロジスト、ソーシャルワーカー、看護師、管理職）
- ②自殺を意図しない自傷についての研修（1日間：14名）
- ③自殺の危機を管理するための研修（1日間：8名）

(3)プログラムの検討

- ①複数のプログラムの中から SOS(Signs of Suicide)プログラムを選択
- ②実施に関わる専門家が2時間の SOS プログラムの研修に参加

(4)保護者への説明と同意

校長より、プログラムの内容や実施日について説明し、保護者説明会に案内する手紙を送付。説明会では、20名以下の小グループで資料を用いて青少年のうつ病や自殺について協議。

(5)職員会議における問題の共有

プログラムの実施、自殺、自傷について生徒が語った際の対応について確認。

2. プログラム実施前・実施期間中の後方支援の段階

(1)全ての生徒の参加を保障するプログラム実施計画・態勢作り

- ①実施する授業：9、10年生は歴史、11,12年生は国語の授業で実施。8年生は特定の教科ではなく、カウンセラーと担任が話し合って実施日を決定。
- ②実施時期：12月
←新入生も学校やカウンセラーとある程度の繋がりができており、プログラム実施後のフォローアップの期間もある時期として12月を選択
- ③実施体制；プログラムの実施とサポート、フォローアップに十分な時間を確保するため、カウンセラーは12月は全てのスケジュールを空けて本プロジェクトに専念する態勢
- ④支援体制：地区のスクールサイコロジスト、教育委員会、他校のスクールカウンセラーはプロ

グラム実施を支援する態勢

(2)保護者、職員間の合意形成

- ①保護者への説明と同意：プログラムの詳細決定後、内容を知らせると共に、生徒の参加／不参加について保護者からの意思表示を求める。当日不参加の生徒はカフェテリアにて待機。
- ②職員会議での議論：自殺のサインやプログラムの実施について議論し、生徒が自傷や自殺について話した際の対応について確認。
←会議は校長、生徒指導部長が主宰して行う。学校全体の関与を得る上で重要。
- ③フォローアップ態勢についての検討：校内でのサポートに加え、地区のカウンセラーやスクールサイコロジスト、教育委員会等がさらなるサポートのために関与することを確認

(3)プログラム実施日の体制

- ①本部機能：会議室は実施期間中本部としてプロジェクトのために借用しており、スクールカウンセリング部門の責任者が待機。実施中のスタッフの質問に答えたり、起こり得る問題に対処。
- ②プログラム実施者：2名の訓練を受けたスタッフが、クラスで講義やスクリーニング票を配布。
- ③プログラムの流れ：DVDの視聴→うつ病と自殺のサインについての講義→うつ病や自殺のサインに出会ったときの対処方法の学習→スクリーニング票の記入→保護者向け手紙（プログラム実施と地域の専門機関を知らせる）の配布
- ④フォローアップ対象者の抽出：終了後チームは本部に集合し、待機していたスクールサイコロジスト等がスクリーニング票を受け取って採点し、いくつかの基準によってフォローアップ対象者を抽出。
- ⑤フォローアップ面接：スクリーニング票への回答に基づいて以下の要領で実施。
 - 1) クラス直通のインターフォンで該当の生徒を呼び出す
 - 2) 生徒が来たら、今回実施したプログラムについて話を聴くことを確認する
 - 3) 生徒にプログラムについてどのように感じたかを尋ねる
 - 4) スクリーニング票への回答について生徒とともに確認する
 - 5) フォローアップ面接を必要とすることになった気になる回答について話し合う
 - 6) その反応に基づいてリスクのレベルを決定する
 - 7) 介入のレベルを決定する
 - 8) 生徒の前で保護者に電話する（特に問題がないと判断された場合でも）
 - 9) 生徒に緊急時やサポートを必要とする際に接触できる社会資源の電話番号を記したカードを渡す

⑥振り返りミーティング：プログラム実施日の13:50より全スタッフが集合。その日のプログラム実施状況の確認、翌日についての計画、特別に配慮を要する生徒の最新情報の共有、チームスタッフの健康状態のチェックなど。

3. 結果

(1)スクリーニングフォームと相談希望カードの結果（表1）

表1 バーンズテーブル校におけるSOSプログラム、フォローアップ実施結果

学年	参加総数	フォローアップ人数合計	フォローアップ%	男子	女子	カウンセラーに話したい yes	基準に達した者	5問中4問に yes	その他	面接は 不必要	紹介状 作成	911へ 電話
8	339	50	14.7	25 (50%)	25 (50%)	6 (12%)	25 (50%)	13 (26%)	18 (36%)	26 (52%)	24 (48%)	0
9	348	74	21.3	15 (20%)	59 (80%)	5 (7%)	37 (50%)	23 (31%)	20 (27%)	34 (46%)	40 (54%)	0
10	373	60	16	21 (35%)	39 (65%)	7 (12%)	32 (53%)	9 (15%)	23 (38%)	36 (60%)	24 (40%)	0
11	317	56	17.7	23 (41%)	33 (59%)	2 (6%)	30 (54%)	13 (23%)	22 (39%)	39 (70%)	17 (30%)	0
12	313	54	17.3	21 (39%)	33 (61%)	4 (7%)	23 (43%)	10 (19%)	27 (50%)	30 (56%)	24 (44%)	0
total	1690	294	17.4	105 (36%)	189 (64%)	24 (8%)	147 (50%)	68 (23%)	110 (37%)	165 (56%)	130 (44%)	0

(2)結果の要約

- ①生徒の17.4%がスクールカウンセラーとの個別面接を必要とした
- ②9年生のフォローアップを必要とする生徒の率が21.3%と、全体と比べて高かった
- ③8年生では男女のフォローアップ率は同じ（50%ずつ）であったのに対し、9年生では男子が20%、女子が89%であり、全体としては女子のフォローアップ率が64%男子が36%であった。
- ④フォローアップを要請された生徒の50%がスクリーニングの基準（7問中4問にはいと回答）に該当し、23%が危機的な項目（例：真剣に自殺することについて考えたことがあるか？、昨年自殺しようとしたことがあるか？）に「はい」と回答していた。
- ⑤この危機的な項目へ「はい」と回答した割合がもっとも高いのは、9年生で31%であった。
- ⑥フォローアップ面接がなされた生徒の44%が地域の専門機関に紹介された。

これらの結果から、自殺願望、自傷行動、病院から退院後の再登校に関してのどのように取り扱うかを明確にしておく必要性が明らかになった。これは2010年の春には開発され、地区レベルで承認、実施された。

4 結論と次の段階

プログラム実施数週間後の振り返りミーティングにおいて、チームで次の段階に発展させるため

にデータを検討した。その結果、以下の結論を得た。

- ① SOSプログラムを次の年も継続する
- ② 翌年の8年生、10年生（今年もっとも高い配慮を要する生徒がいた9年生）にプログラムを実施する
- ③ 12年生については、補足的なプログラムの実施を検討する
- ④ プログラムを実施している時のスタッフの再配置（スクールサイコロジストがカウンセラーとチームを組むなど）について検討する
- ⑤ プログラム実施のための予算を得るための努力を継続する
- ⑥ 低学年に対するカウンセリングプログラムを拡張する

プログラムを適切に実施するためには、個々のプロセスについて詳細に検討する必要がある。これは非常に労力を要する作業であり、一時は次年度の実施について悲観的な状況に陥っていた。

データを検討し最終的な振り返りミーティングを行った後で、これは専門家として価値のある経験であり、それ以上に重要なことは全ての高校生とスタッフにとって非常に必要なプログラムであるという結論に達した。

審議経過について

平成 22 年度における児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）は、児童生徒の自殺の背景調査の指針及び米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査を主な検討事項として、平成 22 年 6 月から翌年 3 月までの 9 ヶ月間に 5 回の審議を行った。

協力者会議では、背景調査ワーキンググループ及び自殺予防教育ワーキンググループを設置して、平成 22 年 7 月から翌年 3 月まで両方合わせて 11 回開催して検討を行い、これらのワーキンググループにおける検討結果の素案について、協力者会議において審議し、平成 23 年 3 月に、児童生徒の自殺が起きたときの調査の在り方及び米国における子どもに対する自殺予防教育の現況を主な内容とした、「平成 22 年度の審議のまとめ」を取りまとめたところである。

第 1 回 平成 22 年 6 月 18 日（金）

- 検討事項について
- 自由討議

- （平成 22 年 7 月 13 日（月） 自殺予防教育ワーキンググループによる検討①）
- （平成 22 年 7 月 16 日（火） 背景調査ワーキンググループによる検討①）
- （平成 22 年 8 月 13 日（金） 背景調査ワーキンググループによる検討②）
- （平成 22 年 8 月 30 日（火） 自殺予防教育ワーキンググループによる検討②）
- （平成 22 年 9 月 22 日（水） 背景調査ワーキンググループによる検討③）

第 2 回 平成 22 年 10 月 15 日（金）

- 背景調査の指針についての検討状況について
- 米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について

- （平成 22 年 11 月 5 日（金） 背景調査ワーキンググループによる検討④）
- （平成 22 年 11 月 26 日（金） 背景調査ワーキンググループによる検討⑤）
- （平成 22 年 11 月 30 日（火） 背景調査ワーキンググループによる検討⑥）
- （平成 22 年 12 月 12 日（日） 背景調査ワーキンググループによる検討⑦）

第 3 回 平成 23 年 1 月 5 日（水）

- 背景調査の検討課題に関する検討状況について
- 自殺予防教育に関する米国視察報告について

(平成22年2月8日(火) 背景調査ワーキンググループによる検討⑧)

第4回 平成23年2月22日(火)

○調査の指針案の検討状況について

○米国における子どもに対する自殺予防教育に関する報告について

(平成23年2月28日(月) 背景調査ワーキンググループによる検討⑨)

第5回 平成23年3月25日(金)

○審議のまとめ(案)について

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議について

平成22年4月27日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであるが、平成21年7月からは、本協力者会議において、①自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケア、②子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を実施し、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成するとともに、背景調査手法の論点整理を内容とする、「審議のまとめ」を公表したところである。

平成22年度は、「審議のまとめ」で今後の検討課題とされた事項について、引き続き調査研究を行うとともに、米国における子どもに対する自殺予防教育の現況について調査を行う。

2 検討事項

- (1) 児童生徒の自殺の背景調査の指針について
- (2) 米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成22年4月27日から平成23年3月31日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者

(50音順)

新井 肇 兵庫教育大学教授
(背景調査ワーキンググループ主査)

市川 宏伸 東京都立小児総合医療センター顧問

川井 猛 (社) 共同通信社放送報道局放送編集部次長職

河野 通英 山口県精神保健福祉センター所長

菊地 まり 東京都教育相談センター学校心理士

窪田 由紀 九州産業大学大学院教授

阪中 順子 奈良県大和高田市立磐園小学校教諭
(自殺予防教育ワーキンググループ主査)

主査 高橋 祥友 防衛医科大学校教授

中馬 好行 山口県教育庁審議監

坪井 節子 坪井法律事務所 弁護士